



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ルーポルト・フォン・ベーエンブルクの帝国論：一四世紀中葉における帝国とドイツ人
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 63(1), 1-45
Issue Date	2012-05-29
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/49306
Type	departmental bulletin paper
File Information	HLR63-1_001.pdf



ルーポルト・フォン・ベーベンブルクの帝国論

——一四世紀中葉における帝国とドイツ人——

田口正樹

はじめに

「初めに帝国ありき。」ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラーは、ドイツ近現代史を叙述した大著『西方への長い道』

の第一章を、この一文から書き起こしている。⁽¹⁾ ヴィンクラーの言うように、ドイツにおいて国民国家や民主政の発達がフランスやイギリスに比べて遅れたことを、帝国の影響によって説明できるかどうかはおくとしても、ドイツにおける国家形成が帝国との関係を不可避的に伴いつつ進んでいったことが、ドイツの国制をより複雑なものにしたことは、否定できないように思われる。

ドイツの国家発展にとって帝国が有した意義を考える場合、帝国に関する理論的考察を丁寧に読み解くことは、帝国レベルでの権力装置の発達が中世後期以後むしろ停滞したように見えるだけに、重要な作業となろう。筆者は、先に、教会法学者ベーター・フォン・アンドラウが一五世紀中頃に著した帝国国制に関する論考を分析したが、本稿では、それに約一世紀先行する、ルーポルト・フォン・ベープンブルク *Lupold von Bebenburg* の理論的著作を検討し、一四世紀中葉における帝国観の一例を示したい。

ルーポルトの著作に関しては、近代的なテキスト刊行事業と関連しつつ、研究がすすめられてきた。⁽³⁾ ヘルマン・マイヤーは、写本伝承と著作内容を概観しつつ、全体としては、ドイツの国王選挙とドイツ王権の独立性を擁護した理論家としてルーポルトを評価し、ドイツ愛国者としてのルーポルトという像を打ち出した。⁽⁴⁾ エドムント・シュテンゲルは、この解釈を引き継ぎつつ、ルーポルトが著作を捧げたトリリア大司教バルドゥインの政治的立場とルーポルトの理論を重ね合わせた。⁽⁵⁾ ルーポルトは、トリリア大司教バルドゥイン、および彼が主導したとされるレンスの選挙侯法判告と政治的立場を同じくしたものとされる。このような位置づけによってシュテンゲルは、ルーポルトと、皇帝ルートヴィヒ四世および彼の周囲の学者たち（フランチェスコ会士など）の世界皇帝権的立場との相違を強調することになったのである。このような位置づけは、その後の研究にも影響を及ぼした。日本では、池谷文夫氏の研究がほぼこの立場をとっており、⁽⁶⁾ また最近のユルゲン・ミートケらの見解も、基本的にこの線を引き継いでいる。ミートケはルーポルトの理論

を、ドイツで選挙された君主に他の国の国王と同じ地位を保証する議論であると見なしている。⁽⁷⁾ ただし彼は、バルドゥインⅡルーポルト陣営と皇帝陣営の対立を余り強くは見ず、双方の間に交流があったこともあわせて指摘している。

さて、こうした従来からの研究にもかかわらず、ルーポルトの著作については、長く近代的な批判的刊本が存在しなかった。研究には、近世の古い印刷本が用いられてきたのである。これに対して近年、Monumenta Germaniae Historicaの一冊として、ルーポルトの著作三作品を収めた批判的刊本が刊行された。⁽⁸⁾ これによって、今日の水準を満たすテキストにもとづいた研究が可能となったが、とりわけ、先行する歴史叙述からルーポルトが行った引用の部分や、彼が根拠としてあげた法源が明示されて、ルーポルトの思考作業をより容易にたどることができるようになった。本稿は、この新しい刊本を用いて、ルーポルトの帝国論の分析を行おうとするものである。具体的な分析に入る前に、まずルーポルトの経歴と彼の著作について、見ておくことにしよう。

一．ルーポルト・フォン・バーベンブルクとその著作

ルーポルトの経歴と著作については、池谷文夫氏の研究によって既に我が国でも知られていることでもあり、ここでは簡単な概観にとどめたい。⁽⁹⁾

おそらく一三〇〇年ごろに、ドイツ中南部フランケン地方で、シュタウフェン王家の家人家系にさかのぼると考えられる下級貴族家門に生まれたルーポルトは、早くから聖職者の道に進み、ボローニャ大学で法学を学んで、高名な教会法学者ヨハネス・アンドレアエ Johannes Andreae のもとで教会法博士の学位を得た。ドイツに戻った後は、ヴェルツブルクの司教代理裁判官 officials として長年活動した他、ヴェルツブルク、マインツ、バンベルクの（大）司教座聖堂参

事會會員職をはじめとしていくつもの教會ポストと聖職祿を獲得し、この時期ボローニヤ等で法学を学んだドイツ出身者としては典型的なキャリアを歩んだ。一三二〇年代から一三四七年まで、ドイツは皇帝ルートヴィヒ四世と教皇庁との対立に揺れるが、ルーポルトもこれに巻き込まれ、ヴュルツブルクの司教位争いで反教皇派候補を支援したことなどもあって、教皇庁から破門された。一三三八年ごろの、皇帝およびドイツ諸勢力と教皇庁との対立の先鋭化を、ルーポルト自身身近に体験したことは確実であるが、彼が個々の局面や事件に際してどのように行動しどのような役割を果たしたのかは、不明である。一三四七年にルートヴィヒ四世が急死した後、ルーポルトは比較적すみやかに、教皇庁の支援のもとでルートヴィヒに対抗していたカール四世の陣営に付き、一三五一年には教皇庁から破門を解かれ、続いて一三五三年にはバンベルク司教となり、以後一三六三年に死去するまでその職にあつて領邦支配の充実につとめた。一三五六年一月と二月のカール四世による金印勅書發布の際には、ルーポルトはそれぞれ發布地であるニュルンベルクとメッツに滞在していたが、しかしそれ以上に金印勅書成立に実質的に関与したかどうかは、やはり不明である。

次にルーポルトの著作であるが、主著とされるのは、『王国とローマ人たちの帝国の諸權利に関する論考〔*Tractatus de iuribus regni et imperii Romanorum*〕（以下では、『*Tractatus* と略す）である。⁽¹⁰⁾ この作品は一三三九年末までには第一版が完成していたと考えられており、前述のように、当時ドイツで最も有力な諸侯の一人であったルクセンブルク家のトリリア大司教バルドウィン⁽¹¹⁾に献呈されたが、その後更に補足がなされた。この作品については、一四、一五世紀から、作品の全体を収めた二〇の写本が知られており、加えてごく一部のみを含む一写本が伝わる。これらの写本はすべていわゆる集合写本で、この作品以外の内容を含んでいる。四つの写本では、次に紹介する *Libellus* とともに伝わっている。また後述するアレクサンダー・フォン・ロース *Alexander von Roes's Memorial* や、金印勅書とともに含む写本もある。写本の数からすると、中世後期の理論的著作としては、比較的知られた作品だったと考えられる。⁽¹²⁾

その他、ルーボルトの著作としては、上記 *Tractatus* の所論を世俗貴族向けにより平易に説いた『ドイツの古の君主たちのキリスト教的熱情についての小論 *Libellus de zelo Christiane religionis veterum principum Germanorum*』（一二四二年完成）と、高貴な女性へと擬人化された神聖ローマ帝国がドイツの貴族たちの不誠実を嘆くという韻文作品『王国とローマ帝国の近時の推移と衰退についての悲嘆詩 *Ritmaticum querulosum et lamentosum dictamen de modernis cursibus et defectibus regni ac imperii Romani*』（一二四一年より前に成立）がある。前者については、作品全体を含む中世後期の一一写本と断片を含む二写本が知られている。後者はただ一つの写本で伝存するにすぎないが、二種類の中世ドイツ語訳がある。⁽¹³⁾

本稿では、これらのうち、前述のようにルーボルトの主著であり、彼の帝国論が詳細に展開されている、*Tractatus* を検討の対象とする。

個々の論点に入る前に、まず *Tractatus* 全体の構成を概観しておこう。*Tractatus* では最初に、フランク人の歴史、カール大帝への帝権移転、その後の王国分割と変遷という、帝国の歴史がたどられる（一四章）。次に、帝国の法に関する五つの分節命題 *articulus* が論拠とともに提示される（五九章）。すなわち、①選挙侯によって一致して選ばれた者は、それだけで国王の称号を用い、イタリアその他帝国の諸地域において帝国の所領と権利を管理することができる、②選挙侯の多数によって選ばれた者も、同様の権限を持つ、③ローマ王は選挙後に、イタリアその他帝国の諸地域において皇帝と同様の権限を持つ、④選挙侯によって選挙された者は、教皇による任命や認可を受けまた求める必要がない、⑤ローマ王が教皇に対してする宣誓は封臣宣誓でなく、教皇と教会を保護する約束にすぎない、の五つである。その後、それらに対する反論があげられたうえで、その反論が更に論駁される（一〇一三章）。続いて、更にいくつかの論点が論じられた（一四一八章）後、最後にエピソードが置かれる（一九章）。こうした、命題提示、命題への異論、異論に

に対する論駁、という形式は、中世大学で行われた質疑論 *quaestio* の形式に沿っており、*Tractatus* は大学の学者の世界で通用するように書かれた作品であった。

Tractatus に関しては、また、前述の MGH の新しい刊本によって、いったん作品が完成した後にルーポルトが行った補足の部分が、他の本文からはつきり区別された。この点も、従来のテキストと比べて、新刊本の大きな長所である。編者のミートケらは、後補を四段階に分けている。⁽¹⁵⁾ 第一段階は一三四一年八月二日以前、第二段階は一三四一年末（ミートケらはこれを「オッカム後補」と呼ぶ）、第三段階は一部一三四一年末、大半は一三四二年（ミートケらはこれを「Libellus 後補」と呼ぶ）、第四段階は一三四二／四三年から一三四五年ごろまで、に付加されたものとされている。

Tractatus の行論中には、ボローニャで法学を学んだというルーポルトの経歴を反映して、グラティアヌス教令集 *Decretum Gratiani*、グレゴリウス九世教皇令集（いわゆる *Liber Extra*）、などの教会法源、学説集 *Digesta* や勅法集 *Codex* などのローマ法源、それらに対する学者たちの注釈などが、頻繁に論拠として指示されている。⁽¹⁶⁾ 後で具体的に述べるように、このような点では、ルーポルトの *Tractatus* は、帝国国制の法学的把握の試みとしての性格を示す。その一方で、ルーポルトは *Tractatus* を著すにあたって、中世のいくつかの歴史叙述をも、盛んに利用している。この点では、帝国がすぐれて歴史的に説明されうる存在であったという面を示すものである。*Tractatus* 全体を通じてルーポルトが多く依拠し引用している歴史叙述としては、以下の三作品がある。①フルトルフ・エッケハルト *Fritolf-Ekkehard* の年代記。⁽¹⁷⁾ バンベルクのミッヒェルスベルク *Michelsberg* 修道院の修道士フルトルフ *Fritolf* によって天地創造から一〇九九年までの事績が書かれた世界年代記で、それを更にエッケハルト・フォン・アウラ *Ekkehard von Aula* が増補・継続した。いくつかの版で最終的には一二五年までの事績が記された。これ自体カロリング期などのより古い年代記を引用して書かれている。この世界年代記は、以後の多くの歴史叙述で利用されたが、ルーポルトのケースも

その一例である。②アナリスタ・サクソ *Annaista Saxo*⁽¹⁸⁾。一二世紀半ばに成立したザクセンの歴史叙述で、七四一年から一一三九年までの事績を記す。著者は修道院長アルノルト・フォン・ベルゲ＝ニンブルク *Arnold von Berge und Nienburg* と推定されている。内容豊富な年代記であるが、しかし写本は現在バリーに伝存する一点のみである。しかし、まさにこの写本がかつてヴェルツブルクにあり、おそらくルーボルトが参照したものらしい。③ゴットフリート・フォン・ヴィテルボ *Gottfried von Viterbo* のパンテオン *Pantheon*⁽²⁰⁾。これは一一八七―九〇年のいくつかの版で伝わる。天地創造からハインリヒ六世までの世界年代記である。これも後の歴史叙述によって広く利用された作品である。ルーボルトは、その他、マルティン・フォン・トロップパウ *Martin von Troppau* の皇帝教皇年代記やヴァンサン・ド・ボーヴェ *Vincent de Beauvais* の歴史の鏡 *Speculum historiale* などにも利用している。

さて、以下では、ルーボルトが *Tractatus* で展開した帝国に関する立論を、いくつかの点に分けて見ていくことにしよう。

二．皇帝の「国王化」と選挙侯による選挙

ルーボルトの帝国論は、ドイツで選挙された支配者をフランスなど他の王国の国王並みに扱って他の国王と同様の支配権行使を認めようとするものであり、その意味で皇帝をいわば「国王化」するものであった。この点がルーボルトの重要な関心事であったことは確かであるが、既に従来の研究によってたびたび指摘されており、とりわけ最近ユルゲン・ミートケによって強調されているところであるので、最初に簡単に触れておくにとどめたい。⁽²¹⁾

その背景にあったのは、教皇権によるドイツ王位と国王支配への介入である。⁽²²⁾ 一二〇二年、教皇インノケンティウス

三世は、一一九八年の二重選挙から続く王位争いに介入したが、その際に根拠となつたのは、教皇による皇帝戴冠であつた。そこからインノケンティウス三世は、皇帝となるべき国王の人物の適格性に関する教皇の審査権 *examinatio* を引き出したのであつた。この論理から更に進んで、インノケンティウス三世以後には、教皇の確認権 *confirmatio* ないし認可権 *approbatio* の主張が發展していく。教皇ボニファティウス八世のもつて、ドイツで国王に選出された人物について、選挙後はまず「ドイツ王 *rex Almanniae*」ないし「ローマ王被選出者 *in regem Romanorum electus*」と呼び、認可後にはじめて「ローマ王 *rex Romanorum*」とし、皇帝戴冠後に「ローマ皇帝 *imperator Romanorum*」と呼ぶという、教皇側による称号の使い分けが確立する。そして教皇による認可がなければ、ドイツで選挙された支配者は、ドイツでもイタリアでもブルグントでも、統治を行う権限がない、とされた。認可がなされるまでは帝国は空位のままであつて、空位期間中は教皇が統治を代行する。教皇ヨハネス二三世も、一三一四年に国王に選挙されたルートヴィヒ四世に対して、同様の主張を展開したのであつた。

ルーポルトは、この教皇による認可権要求からドイツの支配者を免れさせようとするわけであるが、彼の五つの命題、特に第四、第五命題はこのねらいのためのものである。この意図に沿つたルーポルトの主張を拾い上げれば、例えば、ドイツ *Germania* は、フランク分割後には、フランスと同様、一個の独自の王国 *regnum per se* となつたとされる。⁽²³⁾ ほとんどすべての西方の国王たちと同様、(ドイツで国王に選ばれた)⁽²⁴⁾ ローマ王も、世俗事項についてはその上位者を持たない。それゆえ、教皇の任命や承認を受ける必要もない。ローマ王が教皇に対してする宣誓は封臣宣誓でなく、教皇と教会を保護する約束にすぎない、という第五命題に関連しても、キリスト教世界の国王たちが今日では大部分皇帝やその他の上位者を認めておらず、その王国内で行使している支配権 *merum et mixtum imperium* とその他のレガリアを教皇からレーンとして受領しているわけではないとして、この点ローマ王も同様であると論じる。⁽²⁵⁾ このように、ルー

ポルトは、西方世界の国王たちの自立的地位と支配権を認め、それをドイツで国王に選ばれた者についても、同様に適用しようとするのである。

それでは、皇帝戴冠を行う教皇には皇帝となるはずの人物の適格性を審査する権限がある、という前述の教皇側の主張に対しては、どのような反駁がなされるであろうか。ルーポルトは、まず聖職者の審査と国王に選ばれた人物の審査とを区別する。そのうえで、後者については、彼が罪を犯してまだ贖罪をしていないのかどうかを審査し、彼が罪に対する贖罪を拒むなら、教皇は戴冠と塗油を拒否しうる、とする。また少数派による選出の場合や、異端、異教徒、ユダヤ人が選出された場合なども、教皇はその者を拒絶することが可能であるとされる。⁽²⁶⁾このような形でルーポルトは、教皇による審査自体は認めつつも、その範囲を限定していくのである。

教皇側からは、かつてのフランク王国の地域においては、教皇による認可を得る必要がある、なぜなら、かつて教皇は、メロヴィング家最後の王ヒルデリッヒを廃位し、ピピンを即位させ、フランク人たちをヒルデリッヒへの忠誠から解放したから、という主張がありうる。ルーポルトはこれを自身の第四命題に対するありうる異論としてあげる。これに対しても、ルーポルトは、当時教皇が行ったのは、廃位や新国王の任命ではなく、事態の確認にすぎない、と応答する。⁽²⁷⁾ゆえに、教皇とローマ教会は、かつてのフランク王国の地域でも、他の王国におけるよりも大きな権限を持つわけではない、とされる。⁽²⁸⁾

さて、このようにして教皇権の介入を退けるための議論が展開される中で、帝国内制の法学的把握が進んでいく点は、彼の帝国論において重要である。具体的には、ドイツにおいて選挙を行う選挙侯の位置づけにそれがあらわれる。

ルーポルトは、彼の帝国論において、選挙侯による国王選出に本質的な意味を認める。しかも、彼ら選挙侯は個別に選挙権を行使するのでなく、選挙侯団をなして団体として選挙権を行使するものとされる。⁽²⁹⁾

選挙侯による国王選挙は、オットー三世時にさかのぼるとされる⁽³⁰⁾。ここではルーポルトはマルティン・フォン・トロツパウの年代記などに依りつつ、当時流布していた選挙侯伝説を採用する⁽³¹⁾。それ以前の、例えば、ハインリヒ一世の選出は、選挙侯のみによるものでなく、フランク、アラマン、バイエルン、ザクセンの全諸侯と貴族たちによるものとされる⁽³²⁾が、その際、彼らはドイツの全人民を代表して行動したものとされ、このように人民が国王を選出するのは万民法にかなった行為である⁽³³⁾。同様に、選挙侯は、国王選挙において、ドイツ、イタリア、その他 *regnum et imperium* のすべての諸侯と人民を代表するものとされる⁽³⁴⁾。選挙侯は現実にはすべてドイツ諸侯なのであるから、このようなルーポルトの国王選挙論は、一方では後述のような *regnum et imperium* という皇帝の現実支配圏におけるドイツの中心性を反映するものである。しかし他方、そうしたドイツ諸侯である選挙侯がドイツだけでなくイタリアその他の全人民を代表して行為するものとされていることは、ドイツにおける国王選挙という制度が持つ、ドイツを超える性格をも示すものとして、注目されるところである。

ルーポルトは、国王選挙権がローマ教会によって特定の諸侯にもたらされたという主張を退ける。もしそうであれば、選挙結果に対する教皇の認可の必要性が自然なものとなるであろうが、実際にはそうではなく、オットー三世が、*regnum et imperium* に属する諸侯と人民の同意をえて、選挙権を選挙侯にもたらしたのである⁽³⁵⁾。他の箇所でも、ルーポルトは同意を重視している。彼は、過去の何人かの国王が実際に教皇に服従したり承認を求めたりしたことによって、帝国の諸権利が損なわれるわけではない、という。それらの行為には選挙侯やその他の諸侯・人民の同意が欠けており、したがってこれら諸侯や、人民を代表する他の者たちは、異議 *contradictio* を提起することができる⁽³⁶⁾。そしてこの異議は認められねばならないのである。

さてルーポルトは、国王に選ばれた者が全員一致でなく多数によって選ばれた場合でも、全員一致の場合とまったく

同様に諸権限を行使しようという命題（彼の第二命題）を主張するために、国王選挙権は選挙侯の全体ないし選挙侯団体に属するのであると論じる。⁽³⁷⁾ さもないと、多数決による決定を正当化することができなくなつて全員一致が必要となり、彼の第二命題を維持できなくなるからである。しかし、この点でルーポルトは、一三世紀後半の教会法学の権威であつたホステイエンシス *Hosiensis* の理解と対立することになつた。⁽³⁸⁾ ホステイエンシスは、選挙侯の全体ではなく、個々人に選挙権が属すると論じていたのである。⁽³⁹⁾ その際に彼が根拠としてあげているのは、D8418であるが、これは役権の共有に関する法文の一つで、複数の共有者が役権を設定するケースに関するものである。設定は、個別に、また時期もバラバラに行うことも可能である。しかし、時間的に最後の設定がなされた時点で、初めて全部の役権設定が効力を持つ。最後の設定によつて、それ以前の設定行為がさかのぼつて有効となるわけではない。これを選挙権に置き換えれば、最後の選挙権者の選挙行為によつて、それまでの個別の選挙権行使が初めて発効し、選挙自体が有効になる、ということになるうか。

これに対してルーポルトによれば、選挙侯という制度が設立されていなければ、すべての諸侯と、*regnum et imperium* の人民の代表が、万民法によつて、*rex et imperator* を選挙するはずである。そこで特定の諸侯が選挙のために定められているのであるから、彼らは諸侯と人民の *universitas* に代わつて *vice et auctoritate* 選挙を行うのであると考えられる。それゆえに、選挙侯による選挙は、諸侯と人民の *universitas* 全体が行つたものと見なされる。⁽⁴¹⁾ その際、ルーポルトは根拠法文として、一つは、D3461.をあげる。これは都市参事会が、二人委員が選ぶ者たちが訴訟を提起するべしと決定した場合、訴訟提起者は参事会自体によつて選ばれたことになり、参事会が直接選んだか、このように二人委員を経由して間接的に選んだかは問題でない、という法文である。もう一つは、VI 3441であるが、⁽⁴²⁾ これはナルボンヌの大司教座聖堂参事会の財産と参事会員個人の聖職禄に関する法文である。ここでルーポルトは、選挙侯団

を司教座聖堂参事会とのアナロジーで理解しようとする如くである。⁽⁴³⁾したがって国王選挙は選挙侯個々ではなく、団体ないしすべての諸侯と人民の全体に属するものとされるのである。このホステイエンシスとルーポルトの対立は、ヨハネス・アンドレアエによっても言及されている。⁽⁴⁴⁾ルーポルトによれば、この点はまた慣習によっても正当化されうる。regnum et imperium が空位となると、選挙侯たちはこれまで遵守されてきた古き慣習にしたがってまずレンスに集まり、そこで他の団体 collegium vel universitas がそうするようなやり方で、フランクフルトでの選挙の期日を決定する。⁽⁴⁵⁾このような慣習によっても、選挙侯団体が選挙権を持つと考えることができる。ルーポルトは主張するのである。このように、選挙権が選挙侯の団体に属しているのであれば、その多数による決定は、全員による一致しての決定と考えてよいということになる。⁽⁴⁶⁾

選挙権が個々の選挙侯に属するか、全体に属するかは、更に選挙の有効無効にも影響を与える。国王選挙が例えば三つに分裂し、三名がそれぞれ二人、二人、三人の選挙侯によつて選ばれたような場合、もし選挙権が個々の選挙侯に属するのであれば、これらの選挙のうち最後のものが、相対的多数による決定となつて有効となる。しかし、選挙権は選挙侯団体に帰属するのであるから、これらの選挙はいずれも全体の絶対多数を欠くことになり、すべて無効である。こうした場合には教皇が、法の必要性と神の法の權威により、決定を下す。しかし、選挙侯の多数により選出が行われれば、教皇による認可などは必要でないのである。⁽⁴⁷⁾

このようなルーポルトの議論は、直前にあつた一三三八年のレンス事件を背景にしているものと考えてよい。皇帝ルートヴィヒ四世とアヴィニヨンの教皇庁との対立が、和解交渉の頓挫によつて先鋭化する中、選挙侯たちは、一三三八年七月にライン中流のレンスに集合して同盟を結び、選挙侯の多数によつて選出された者は教皇による認可等を必要とせず、統治を行いうるとする、いわゆるレンスの法判告を宣言したのであつた。⁽⁴⁸⁾ミートケたちのように、レンス法判告の

テクストとルーポルトの五命題が対応しているとまで見るのは行き過ぎと思われるが、レンス事件がルーポルトの理論展開に影を落としたことは認めてよいであろう。ただし実際には、レンス事件は選挙侯の歴史の上では孤立したケースであり、選挙侯団体の実質が出てくるのはようやく一四二〇年代になってからである。⁽⁵⁰⁾ このように選挙侯の政治的实践に照らすと、ルーポルトの見方は相当現実とは距離のある議論であるが、理論面での意味は大きい。教皇による審査や認可を避けるため、ホステイエンシスのような教会法学者の議論に対抗して、選挙侯が団体として選挙権を行使することが強調される。教会および教会法学に対抗するという文脈から、ドイツ国制が法学的に把握されていくのである。

しかし、ドイツで国王に選ばれた者が支配を及ぼす範囲は、かなり複雑な構造を持つものとされている。ルーポルトの帝国論を全体として評価しようとするならば、この点を見逃すことはできない。

三. *Regnum et imperium* の構造

ドイツで国王に選ばれた者が実質的に支配する地域を、ルーポルトは *regnum et imperium* (王国にして帝国) と呼ぶ。*Tractatus* 全体を通して用法はほぼ一貫しており、我々はこれを実質的帝国と言ってもよいであろう。

この地域は、ルーポルトによれば、カール大帝が皇帝戴冠以前から支配下に置いていた領域の一部である。カールはそれらを正当な戦争によつて征服したのだとされる。その際、ルーポルトは、その点は多くの歴史叙述に書かれているとおりであると述べている。⁽⁵¹⁾ このようにルーポルトが *regnum et imperium* というまとまりを切り出す際には、歴史的論拠が大きな役割を果たした。⁽⁵²⁾ このような由来からして、ドイツで国王に選挙された者は、この地域について、教皇による皇帝戴冠に何ものも負っていない。それゆえ、彼は教皇の認可などがなくても、この地域を正当に統治しうる、と

いうのが、前章でも見たように、ルーポルトの立論であった。

regnum et imperium の中心は、ドイツ王国 regnum Germanie である。ドイツ人 Germani こそが帝国の担い手とされる。既に Tractatus 冒頭から、ルーポルトは、帝権のギリシア人からカール大帝への移転を、フランク王とドイツ人への移転と見なす⁽⁵³⁾。このようにルーポルトの理解では、ドイツ人はフランク人との密接な関係においてとらえられる。ルーポルトは、直接にはフルトルフ・エッケハルト年代記とゴットフリート・フォン・ヴィテルボ、とりわけ前者にもとづいて、フランク人の歴史を語る⁽⁵⁴⁾。それらに依りつつ、まずフランク人のトロイア起源説が語られる。その後、フランク人は、ドイツに到来しテューリンゲン地方に居住した。そしてそこからライン川を渡って、西へアキタニアまで、更にドイツの地でも東はバイエルンまで支配を拡大した。ここで、彼らのうち、ドイツ人 Theutonici と混合した者たちが本来の意味でのフランク人と呼ばれる。一方、婚姻関係を通じてガリア人から生じた者たちは、フランク人から生まれた者 Francigenae と呼ばれる⁽⁵⁵⁾。フランク最初の王ファラムントの治世（四二六年）以後、ドイツ人 Germani がフランク人と呼ばれたのである⁽⁵⁶⁾という。

帝権がギリシア人からカール大帝においてまずフランク人に移転し、更にオットー一世においてドイツ人に移転するという見方に反対して、ルーポルトは、前述のように、既にカール大帝の時点でドイツ人に帝権が移転したと見る⁽⁵⁷⁾。なぜならば、第一に、カール大帝その人がフランク・ドイツ人 Francus Germanicus であった⁽⁵⁸⁾。カールはマインツ近郊のインゲルハイム生まれであり、一年の月や風の名前をドイツ語 lingua Germanica で定め、ドイツ人たちにドイツ語 lingua Germanica seu Theutonica で法を与えた。それゆえ、フランク人カールはドイツ人だったのである。また第二の論拠として、フランク王国の起源がドイツにあったことがあげられる⁽⁵⁹⁾。更に第三の根拠として、オットー一世以後、イタリアと帝権が、ガリアの王たちでなく、ドイツの王たちのもとにとどまったことが指摘される⁽⁶⁰⁾。この最後の点は、

後述するイタリアの意義とも関連して興味深い。

ルーボルトは更に、ドイツ人の中でも区別を行う。前述のように、トロイアから来たフランク人と最初に混じり合ったドイツ人こそが本来のフランク人と呼ばれるのであって、ガリア人はフランク人から生まれた者 *Francigene* ではあってもフランク人とは呼ばれない。ルーボルトは、更にグラティアヌス敕令集に引かれたカール大帝の敕令を根拠としてあげて、そこでフランク人とガリア人 *Galli* が区別されていることから、ガリア人は本来のフランク人とは見なし得ないとする⁽⁶¹⁾。しかもそればかりか、敕令ではアラマン人、バイエルン人、ザクセン人、テューリンゲン人、フリース人などもフランク人とは区別して列挙されているのであるから、これらの人々を除いたドイツ人が本来の意味でのフランク人と呼ばれることになる⁽⁶²⁾。そして実際、ドイツ人の中でも、ライン諸地方とラインに付随した諸地方の人々がフランク人と呼ばれる。そうした諸地方の一つは、ヴェルツブルクを首邑とするフランケンで、そこからフランケン大公という名が由来する⁽⁶³⁾。このように、フランク＝ドイツ人たるカール大帝（ドイツ＝フランキアは彼に由来する）に、皇帝権が移転されたのである⁽⁶⁴⁾。先の敕令やその他の法源に見られる列挙順序から言っても、ドイツのフランク人は、他の諸民族に比してとりわけ高貴であり、ローマ人と対等なのである⁽⁶⁵⁾。またフランク＝ドイツ人の変わらぬ忠誠も特筆・強調される⁽⁶⁶⁾。ライン地方の多くの貴族たちはこうした事情を十分知らずに、自分たちをフランク人というよりはライン人 *Renenses* と呼んで誇っているが、それは不適切である⁽⁶⁷⁾。

ルーボルトは皇帝権を二重の意味でフランク人と結びつける。まず、皇帝権は、フランク人に属するが、それはガリア人と区別された、ドイツ＝フランク人に属する。ドイツはフランク王国の主要部分であり、フランク王国の起源もドイツに存した⁽⁶⁸⁾。そして皇帝権とイタリアは、フランク王国の分割後もドイツ王のもとにあり、フランス王のもとにあったのではなかった。したがって、皇帝権はカール大帝以来、ガリア人でなくドイツ人に移転されたと言えるのである。

このように、皇帝権をフランス勢力に対抗してドイツにとどめることは、ルーポルトにとって主要関心事の一つであったと考えられる。しかも第二に、皇帝権は、ドイツ人の中でも前述のように他の集団でなくフランク人に属するという意味でも、フランク人に属する。フランク人の中にこそ、四人の選挙侯（マインツ、トリアー、ケルンの大司教とライン宮中伯）が存するのであり、彼ら四人が一致すれば多数を構成して国王を選挙することができるのである（もちろん彼らは選挙に際して、慣習にしたがって他の選挙侯も呼び集めなければならないが⁽⁶⁹⁾）。このようなラインの選挙侯の決定的な役割は、当時の選挙侯と国王選挙との関係の実態に対応したものであった⁽⁷⁰⁾。

以上のルーポルトの議論のように、ドイツの住民の中でもその一部に特に重要な役割を担わせる見方は、既に一三世紀後半のアレクサンダー・フォン・ロス Alexander von Roes に例がある⁽⁷¹⁾。アレクサンダーもやはりドイツ人のトロニア起源説を採る。しかし、ルーポルトとはややヴァージョンが異なり、アレクサンダーによれば、ドイツ人はまずライン左岸に定着し、その後一部がライン以東へ進み、テューリンゲンに王国を建設した。このようなドイツ人が、カエサルによる征服後にフランク人とも呼ばれるようになった。つまりドイツ＝フランク人の本体はライン以西の人々であるということになる。彼らこそが帝国の本来的な担い手であるとされる。これは特にケルン（大司教座）と深く結びついたアレクサンダーの位置に対応する理解であったと考えられる。これに対してルーポルトは、ライン以東のフランク人から事態を構成していると言える。フランクンおよびライン地方（左岸に限られない）の人々が、帝国の中核的な担い手とされるのである。ルーポルトはこの個所でアレクサンダーの著作を使っていないが、中核にずれが見られるとはいえ、ドイツ人を複合的にとらえる見方は共通している。

現在のドイツ王国の中でも、マース・ライン間のかつてのロータル（二世）の王国は、時おり特別に言及されており、ドイツ王国に編入されているが、独特の歴史を持つものと見なされている。それはルーポルトの用語では、ガリア＝ベ

ルギカ Gallia Belgica と表現される。ルーポルトが彼の帝国論考を献呈したルクセンブルク家のバルドゥインが占めていたトリニア大司教位は、ガリア＝ベルギカ的首座 *primas* にして総大司教 *patriarcha* であるとされ、バルドゥインは、ゲルマニア Germania とガリア＝ベルギカの聖俗諸侯の中でもとりわけ *regnum et imperium* の諸権利を守るために戦う者と見なされる⁽⁷²⁾。ドイツで国王に選挙された者が、選挙のみで教皇による認可などに依存せずに支配権を行使しう点で、ガリア＝ベルギカもドイツ・イタリアと同様であるとされる⁽⁷³⁾。

アルル（ブルグント）王国は、国王戴冠の意義を論じる箇所に関連してわずかに姿を見せる。ドイツで選ばれた者が選挙のみによって支配権を行使しうるのであれば、選挙に続く国王戴冠は無用のものとなるのではないか、という非難があげられるが、これに関連して、ドイツは、この選ばれた者が持つ、二つの最も重要な王国の一つ（もう一つは後述のようにイタリア）であると言われる。このドイツ王国にロータルの王国も加わるが、更にアルル王国（ないしブルグント王国）も同様にドイツ王国に加わるものとされる。ここはオットー一世によって支配下に入れられたものである。これら、ドイツ王国とそこに編入された、ロータルの王国およびアルル（ブルグント）王国の全体について、アーヘンで国王戴冠が行われる⁽⁷⁴⁾。こうして国王戴冠の面では、かつてのロータルの王国およびアルル（ブルグント）王国はドイツ王国と一体として扱われるのである。しかし、ブルグント王国に言及されるのは、この箇所のみである。一一世紀以来、皇帝は三王国の支配者であると言われるが、ルーポルトの論述ではブルグントは非常に影が薄い存在でしかない。ルーポルトが論考を献呈したバルドゥインは、アルル王国の大書記局長というタイトルを用いていたが、ルーポルトは前述のように、バルドゥインをむしろガリア＝ベルギカと結びつけている。

しかしそれに対して、イタリアの扱いはまったく異なる。

まず、全般に、ルーポルトはイタリアが *regnum et imperium* に属することを繰り返し明示している。彼は、イ

タリアの歴史とイタリアにおける支配権について、数多くの箇所で触れている。その頻度はイタリアと *regnum et imperium* の結びつけが、彼の主要関心事の一つであつたかと思わせるほどである。一三二〇年代に始まるルートヴィヒ四世と教皇庁の対立が、ミラノなど北イタリアにおける皇帝派（ヴィスコンティ家など）と教皇庁の対立を、実質的理由の一つとしていたことを考えれば、⁽⁷⁶⁾ そのように想定することも的外れではないように思われる。

イタリアも、ルートポルトによれば、カール大帝が正しい戦争による征服を通じて皇帝戴冠前に獲得したものである。⁽⁷⁷⁾

その後イタリアは、一〇世紀初め、ルートヴィヒ三世（幼童王）の時代に、ドイツ王国 *regnum Germanie* との連合 *societas* から離反する。⁽⁷⁸⁾ しかし、オットー一世のもとで、ドイツ王国とドイツ王の権力 *potestas* の下へと取り戻される。⁽⁷⁹⁾ イタリアはドイツ王への忠誠とドイツ王国との連合からいったん離反したものと見なされており、その後武力によつて再征服された地として位置づけられている。

前述の国王戴冠の意義の問題との関連で、イタリアはローマ王が支配する第二の主要王国とされる。ゆえに、北イタリアのモンツァでミラノ大司教により戴冠が行われる。支配権行使はドイツにおける選挙によつて開始するが、戴冠はドイツ・イタリアという二つの王国の重要性ゆえに導入され、慣習として行われている、というのがルートポルトの立場である。⁽⁸⁰⁾ 国王戴冠によつて新たな権限が加わるわけではないので、その限りでは戴冠には名目的意味しかない。しかし、ルートポルトは、国王戴冠が無用であるとは言わず、しかもイタリアについても国王戴冠を維持するのである。⁽⁸¹⁾

このようにイタリアへの支配にこだわることは、ドイツ王権にとつては危険性を秘めていた。つまり皇帝戴冠を通じてと同様、イタリアを通じて、教皇による認可権主張が及んでくる可能性が存したのである。実際 *Tractatus* において、イタリアについて支配権を行使するためには、ドイツにおける選挙だけでは足りず、教皇による認可 *approbatio* が必要であるが、ドイツはイタリアの付属物であるから（なぜならドイツの支配者のタイトルはローマ人たちの王で

あり、ローマはイタリアにあるのだから、付属物が上位にあるものの性質を受け継ぐゆえに、ドイツにおいても国王は教皇の認可なしには支配権を行使できない、という議論がとりあげられている。⁽⁸²⁾これに対して、ルーボルトは、仮にイタリアに関しては認可が必要であるという前提をとったとしても（すぐ後で見られるように、実際には彼はこの前提自体を否定するのだが）、ドイツにおいて選挙以外に認可が支配権行使に必要なということにはならない、と論じる。⁽⁸³⁾ドイツ王が、イタリアと皇帝権を獲得したということのゆえに、より不利な立場になるというのはおかしい。ドイツの王はその徳によって皇帝権を獲得したのである。イタリアを得たことによってドイツの立場が悪化するのとはおかしいことである。ドイツはイタリア王国 *regnum Italie* の付属物ではなく、むしろ逆にイタリア王国がドイツ王国 *regnum Germanie* の付属物である。⁽⁸⁴⁾（ドイツで）国王に選ばれた者がローマ王と称するのは、イタリアゆえではなく、一つには全教会の中で首位を占めるローマ教会に対する崇敬ゆえであり、もう一つには、その人民がかつて帝国を単独支配し後に皇帝に支配権を移転したところの、都市ローマゆえである。⁽⁸⁵⁾このように、ルーボルトは、イタリアを主とする見方に対抗して、むしろドイツを主、イタリアを従と見る。しかしその反面、こうしたイタリア經由での危険にもかかわらず、イタリアをドイツから切り離すという態度は採られない。ルーボルトにとって、ドイツとイタリアの結合は、それだけ本質的なものと考えられていたのである。

ルーボルトは、イタリア支配については教皇による認可を必要とする、という主張をも退ける。これは彼の第四命題に対する異論の一つとして引かれるものであるが、教会法学者ヨハネス・テウトニクス *Johannes Teutonicus* が D.63 c.23 を注釈しつつ行う主張である。⁽⁸⁷⁾法文では、教皇レオ八世がローマの聖職者および人民とともに、オットー一世に、イタリアにおいて後継者を選ぶ権限を与えたとある。⁽⁸⁸⁾これに対して、ルーボルトは、カール大帝とオットー一世のイタリア支配は正当な戦争を通じて獲得されたものであり、教会からの贈与や授与によるものではない、と論じる。⁽⁸⁹⁾ゆえに、

教皇がイタリアでは他の部分より大きな権限を持つ、ということもない。また、イタリアもフランク王国の他の部分と同様に分割されたという歴史も援用される。法文については、フグッチオ Huguccio、グイド・デ・バイシオ Guido de Baysio といった教会法学者の説を引きつつ、法文中の「譲与する concedere」という文言は不適切に使用されたものである、とする。

以上、ルーポルトの論述において、イタリアは一つの王国と見なされつつ、*regnum et imperium* の一部に組み込まれている。*regnum et imperium* の中では、ドイツ王国が主要部でイタリアはその付属物、と構成される。国王に選ばれた者の地位や権限にも差はないので、その意味でイタリアには法的特殊性は存しない。しかしルーポルトは常にイタリアを視野に収めており、ドイツとイタリアが二つの主要王国として *regnum et imperium* を形成するという構想で一貫していた。

中世後期のイタリアとドイツは、在ヴェネツィアのドイツ商館 *Fondaco dei Tedeschi* に象徴される経済的関係や、ルーポルト本人も経験したようなドイツ出身者のイタリアの諸大学での勉強、ドイツ出身の親方・職人のイタリアへの流入と定着、特に南ドイツ出身貴族のイタリアでの傭兵としての活動といった人的接触によって深く結びついていた⁽⁹⁰⁾。そうした状況を考えても、ルーポルトによるイタリアの位置づけは、十分に意味のあるものとして受け取られる必要があると思われる。

四. *Regnum et imperium* 以外のカール大帝のかつての支配領域

前述のように、カール大帝が皇帝戴冠以前から支配下に置いていた領域については、カールはそれらを正当な戦争によって征服したのだとされる。⁽⁹¹⁾これは現在、ドイツ王・皇帝の支配下にある地域＝*regnum et imperium*＝実質的帝国に加えて、西部ガリア *Gallia occidentalis*、ガスコーニュ、パンノニア等々も含む。これらの地域においても、カールは既に皇帝戴冠前から、慣習によって、皇帝の権限を行使していた。それゆえ、ローマ教皇による皇帝戴冠と塗油によって、その点で新たな権限が獲得されたというわけではない。⁽⁹²⁾このカール大帝支配領域と比較すると、現在皇帝が支配する領域がはるかに狭小であることは、ルーポルトも認めるところである。⁽⁹³⁾中でも、明白なずれば、フランス王国である。

フランス王国とフランス王を、ルーポルトはどのように扱っているであろうか。彼は、カール大帝への皇帝権移転とその後のフランク帝国分割により、分割後の後継国家であるフランスの王は、帝国 *imperium* から免属されており、その王国内で、皇帝が帝国内で行使するのと同じ権限を行使するという理論が特にフランス人（具体的な論者の名はあげられていないが）によって主張されている、という。⁽⁹⁴⁾この理論にしたがえば、ドイツ、ガリア＝ベルギカないし東部ガリア *Gallia Belgica seu orientalis*、イタリアその他において、ローマ王も（皇帝戴冠によらずに）後述の皇帝留保権限を行使しうることになるう、とルーポルトは、自分の主張に引きつけて言う。⁽⁹⁵⁾しかし、この「フランス的」主張が正しいかどうか、ルーポルトは最終的判断を下さず、よりよい人々の議論と決定にゆだねている。⁽⁹⁶⁾後述のようなルーポルトの立論では、西方世界の国王たちは、その王国内で皇帝留保権をも行使できるはずであり、とすると、このフランス的主張は肯定されるはずである。にもかかわらず、彼は最終的判断を保留しているが、この態度は、皇帝留保権に関する後述のようなルーポルトのあいまいな態度とも関係するものと思われる。

ルーポルトは、既に何度か触れたように、フランスとフランクの結びつけには反対する。フランス王は当初はガリア王 *rex Gallie* と名乗っていた。ガリアの中でも、ケルト＝ガリアないし西部ガリア *Gallia Celtica seu occidentalis* の

王であった。一方、ガリア＝ベルギカないし東部ガリア *Gallia Belgica seu orientalis* は、分割後それとは別の運命をたどった。確かに、西の王が、西フランクの王ないしフランク王と呼ばれることはある。しかしフランクの故地と名称の由来は東に存する。西の部分はもともとガウディーンナ *Gaudina* という別の名称の土地であった。⁽⁹⁷⁾ この箇所に続けて更に後補して、ルーポルトは、フランス王がフランク人たちの王と名乗るのは不当であると、やや詳しく論旨を展開している。⁽⁹⁸⁾

このようにフランクとの区別は付けられるが、ルーポルトのような議論では、フランスの扱いが難しくなるのは確かである。中世中期以後、フランス王権側の理論家たちが、ドイツと皇帝権を強く意識しつつ王権のための理論形成をすすめたことはよく知られているが、ドイツ側からもフランスの扱いは難しいものがあつたのである。⁽⁹⁹⁾

さてルーポルトは、更にその外側の、西方世界の領域についても、決して名目的でない、意味のある考察をしている。この面にも、最近のミートケらによる理解以上に注意が払われるべきではないかと思われる。

五. 西方世界と皇帝権

上述のように、カール大帝はその支配領域において、既に皇帝戴冠前から皇帝の諸権限を行使していた。しかし、皇帝権の移転と皇帝戴冠によつて、更にそれ以外の西方世界の諸地域についても皇帝としての諸権限を獲得し、それらの地域の王や諸侯から服従を要求する権利をも得たとされる。東のコンスタンティノーブルの皇帝への服従から解放されたことと並んで、この点が皇帝権移転の効果であつた。⁽¹⁰⁰⁾

こうした見解とも対応して、ルーポルトは、カール大帝のかつての支配領域の外の部分については、皇帝戴冠と塗油

に、やはり実質的な意味を認め、それらが何の意味も持たないという解釈を退ける。⁽¹⁰⁾ ドイツにおける選挙によって、これらの地域でも皇帝としての権限を行使できるようになるという見方があるが、その説は採らないというのである。彼は、この見方の論拠を三つあげたうえで、それに反論している。第一の論拠は、国王戴冠と皇帝戴冠の性質は同じであり、前述のように国王戴冠を通じて何らかの法的権限が獲得されるわけではないのだから、皇帝戴冠も同様のはずだというものである。第二の論拠は教会法源にも年代記にも、塗油と戴冠を経て皇帝権が移転される、とは言われていないというものであり、更に第三の論拠は、フルトルフ・エッケハルトとアナリスタ・サクソンによれば、ルートヴィヒ敬虔やロータル一世は父の生前に既に皇帝戴冠の前から皇帝の名を用いていたというものである。ルーポルトによれば、確かにこの説は、教皇ステファヌス二世のもとで帝権移転が起きたのであれば採りうる（カールの皇帝戴冠以前に皇帝権が移転したことになるからである）。しかし実際には、カールに対する皇帝戴冠を行ったレオ三世のもとではじめて、皇帝権が移転したのであった。皇帝戴冠はやはり皇帝の名前だけでなく実質をもたらすのであって、皇帝戴冠と塗油がただ言葉だけのもので何らの効果もないものと考えるのはばかげていると思われる。⁽¹¹⁾ ルーポルトはこのように論じる。

このように、カール大帝支配領域外部の西方世界との関連では、ルーポルトは、教皇による皇帝戴冠と塗油に意義を認める。すなわち彼は、かつてのカール大帝の支配領域以外の西方世界については、皇帝が皇帝の名と皇帝の権利・権力を教皇から保持するということを承認するのである。⁽¹²⁾ ルーポルトは、インノケンティウス四世やホステイエンシスの議論をそのような意味で理解している。⁽¹³⁾ もっとも彼はこの点について、後補部分で、結局最終的な決定を保留している。⁽¹⁴⁾

皇帝戴冠の意義自体についてもルーポルトは、後補部分において、最終的解答を保留し、よりよい人々の決定にゆだねている。⁽¹⁵⁾ この追補は、オッカムのウィリアムの、ドイツにおける選挙のみで西方世界全体に対する皇帝権行使が可能

となるのであり、皇帝戴冠に実質的意義はない、とする主張の影響を受けた結果であらうと推測されている⁽¹⁰⁶⁾。当時の知識人同士の相互作用の一例として興味深いのが、オッカムはその著作『教皇権力に関する八提題 *Octo quaestiones de potestate papae*』で、ルーポルトの議論をかなり高く評価しつつ、しかしこの皇帝戴冠の意義の問題などいくつかの点で批判を加えた。その際は彼はルーポルトの第一版を引用しつつ批判を行っており、第一版のテキストを手にしていたものと思われる。一方、ルーポルトの後補部分にはオッカムの名は挙げられていないが、後補で考慮されている主張の内容はオッカムの説と一致している。オッカムは当時ミュンヘン⁽¹⁰⁷⁾におり、一方ルーポルトは主にヴェルツブルクなどで活動していた。彼は第一版完成後、アイヒシュテットで内容を発表して議論に供したことが知られており、そのときか、あるいは別の場所で、両者の間で口頭での議論が交わされたのかもしれない。ルーポルトが後補部分においてオッカムの批判を考慮していることは、皇帝としての独自の権限に関するルーポルトの主張を弱めるものではあったが、彼は自説を撤回したわけではなかった。

ルーポルトの所論において、皇帝の権限は二つに分けて考察される。第一は、諸財産と諸権利の管理支配 *administratio* に関するもので、具体的には、臣民の服従宣誓を受領する、レーンを授与する、世俗裁判権をみずからまたは他の者を通じて行使する、租税・貢租を受領するなどの権限である⁽¹⁰⁸⁾。これらの権限は、皇帝が処分しうる所領や権利を実際に持っていることが前提となるので、その行使は事実上 *regnum et imperium* の中に限られることになるであらう。第二は、法によって皇帝に留保されているような行為の実行に関するもので、具体的には、世俗事項に関して不名誉な生まれの者を正当化する（非嫡出子の準正）、名誉喪失者の名誉を回復する、公証人を任命するなどである⁽¹⁰⁹⁾。そしてドイツの支配者は、選挙のみによって、これら両方の諸権限を、*regnum et imperium* において行使しうる、とされる⁽¹¹⁰⁾。前者については、ドイツの支配者がカール大帝やオットー一世の後継者であるからであり、後者については、

慣習により行使が正当化される。

しかしこれにとどまらず、ドイツで選挙された者は、皇帝戴冠と塗油によって、カール大帝の支配領域の外にあり今日も帝国支配に事実上従っていないような、西方世界の諸地域において、上述の皇帝留保権（すなわち、非嫡出子の準正、名誉喪失者の名誉回復、法の制定等）を行使することができるとされる。⁽¹¹⁾ ここで、法を制定すること *leges condere* もあげられているのは注目される。もともと、これらの地域の国王たちはそうした権利行使を許さないのであるが、しかし法的には *de iure* 彼らはそれを許す義務を負う。⁽¹²⁾ 皇帝が国王たちに対してどこまでこれらの権利を貫徹できるかどうか、ルーポルト自身ややあいまいな態度を取っているが、しかし理論的には、*regnum et imperium* の外における皇帝留保権行使の可能性を維持している。

西方世界全体に対する皇帝権の意義は、裁判に関係しても論じられる。西方世界の国王たちが完全な支配権 *merum et mixtum imperium* を、皇帝の授与によらずに、慣習によって行使することができるかどうかという問題が扱われる。⁽¹³⁾ これについてルーポルトは、もしも皇帝が、国王の決定に対する上訴、国王による法の無視、国王による裁判拒絶といった場合に、国王自身を裁判できないのであれば、慣習による行使は認められない、とする。⁽¹⁴⁾ 一方、これらのケースで皇帝が国王を裁きうるのであれば、慣習による行使は認められる。現実には第二のケースであるから、慣習による行使を認めてよい、というのが彼の結論である。⁽¹⁵⁾ ここでは、皇帝が各国の国王の上に位置する上位審級として位置づけられている。⁽¹⁶⁾ このような皇帝の位置づけは、実は、ドイツにおいて皇帝・国王と諸侯の間で当時展開されつつあった関係とパラレルなものでもあった。一三世紀後半以後、諸侯が *merum imperium* を保持することを示す史料が登場する。⁽¹⁷⁾ 一方、国王が諸侯などに裁判に関する特権を与える場合に、裁判拒絶・遅滞があれば当事者に国王の下への訴えを認めるという留保が付されるようになる。⁽¹⁸⁾ ルートヴィヒ四世期には、そうした特権授与が相当数蓄積されており、次のカー

ル四世期には上訴の觀念も導入されて更に体系的になつていく。ルーポルトの理論は、このように一三世紀から一四世紀にかけてドイツで現実に進展しつつあつた裁判管轄の画定と体系的整序とも歩調をあわせて、皇帝の裁判権と各国国王の裁判権の關係を整理するものであり、その際にルーポルトは、教会法源に比してローマ法源を比較的多く引いて、ローマ法の素材とそれを使ったローマ法学者の議論に多くを負いながら論じている。¹¹⁹このような彼の皇帝権論は、前述の国王選挙と選挙侯についての所論と同様、やはり学識法学者ルーポルトによる法学的な国制把握のあらわれと評価できるであろう。そして、こうした皇帝の裁判権に関する論述を見ても、ルーポルトの全体の議論の中で、西方世界全体に対する皇帝の権限は、名目にとどまらない意味を持ち続けているのではないかと思われるのである。

おわりに

ルーポルトの帝国論において、確かに皇帝の「国王化」は、これまでの諸研究がたびたび指摘してきたとおり、議論の重要な眼目であつた。ルーポルトは、ドイツで選挙された者に西洋世界の他の国王と同様な地位と権限を保証し、それによって、ローマにおける皇帝戴冠という通路から介入を図る教皇権の動きに對抗しようとしたのである。

しかし本稿で見てきたように、そのような理解だけでまとめるには、彼の帝国論はずっと複雑な性格を持っていた。実質的帝国である *regnum et imperium* の中には、とりわけ、ドイツ王国—イタリア王国という二重構造が存した。ここでは確かにドイツが主、イタリアが従とはされるものの、イタリアは第二の主要王国として *regnum et imperium* の不可欠の構成要素であり、そのような形でイタリアがドイツに結びつけられていることをルーポルトは強く意識していた。このようなドイツとイタリアとの關係は、一五世紀中葉のペーター・フォン・アンドラウの帝国論でも、帝国を担

うドイツの貴族家門のイタリア起源説という形で、なお姿を見せていたのであった。⁽¹²⁰⁾

また、ドイツ王国の中には、ライン地方・フランケン地方を中心とする構造が設定されていた。選挙の際に決定的な役割を果たす四人の選挙侯が所在することが示すように、この地方の人々こそが、帝国を中心となって支えるものと考えられていたのである。rgnum et imperium が決してドイツ王国に尽きない反面、ドイツ王国自体がそうした複合的存在としてとらえられているのである。

更に、regnum et imperium の外側の西方世界における皇帝の権限も、決して名のみのもではなかった。もちろん現実の通用という点では大きな限界を予想させつつも、理論的構成としては、ルーポルトの全体の立論の中で意味のある部分を占め、ルーポルト自身、ローマにおける皇帝戴冠の効果として得られるこの権能を、名目化することに抵抗を示したのであった。

そして、こうした複雑な構造をかかえつつ、ルーポルトの行論では、一方で帝国の歴史によって多くの事柄が説明されながらも、他方で全体として帝国国制の法学的把握がすすめられていったのである。ユルゲン・ミートケは、ルーポルトの理論によれば、ドイツの近代国家化への道が開けているように見えたにもかかわらず、実際の歴史ではそれが現実のものとならなかったと評しているが、⁽¹²¹⁾ 実はルーポルトの理論自体が、「普通の」近代国家への道に尽きないものを含んでいたのであった。⁽¹²²⁾

ルーポルトの帝国論は、写本伝承が示すように、一四、一五世紀の間参照され続けた。⁽¹²³⁾ 公会議主義時代のザバレラ Zabarella や m. p. フェーナー Job Verner などによって引用されたことが知られている。更に、一五〇〇年前後の西南ドイツの人文主義者たちもルーポルトの議論を取り入れている。⁽¹²⁴⁾ ヤーコプ・ヴィムプフェリング Jakob Wimpheling による最初の印刷本刊行は、この関連に属する。一七世紀にも、アルトゥジウス Althusius やラインキンク Reinkingk が

ループルトを参照している。中世の皇帝権と帝国が、さまざまな解釈や論争の焦点となる思考形象としての性質を強く帯びていたとすれば、⁽¹⁵⁾ループルトの著作はそれを結晶化させた重要な一例であり、更にそれを近世に伝える媒体となったのである。

- (1) Heinrich August WINKLER, *Der lange Weg nach Westen*, Bd.1, *Deutsche Geschichte vom Ende des Alten Reiches bis zum Untergang der Weimarer Republik*, München 2000, S.5, H.A. ヤーエンタラー (後藤俊明他訳)『自由と統一の長い道 I ドイツ近現代史一七八九—一九三三年』(二〇〇八年 昭和堂)一頁。
- (2) 拙稿「ペーター・フォン・アンデラウの帝国論——一五世紀中葉の帝国とドイツ人——」『北大法学論集』六二巻三号 (二〇一一年) 一四七頁。
- (3) ループルトを主題として扱った従来の研究として主なものとして Hermann MEYER, *Lupold von Bebenburg. Studien zu seinen Schriften*, Freiburg 1909, Rolf Most, *Der Reichsgedanke des Lupold von Bebenburg*, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 4 (1941), S.444-485, Erik WOLF, *Lupold von Bebenburg*, in: *Ders., Grosse Rechtsdenker der deutschen Geistesgeschichte*, 4.Aufl., Tübingen 1963, S.30-58, Sabine KRÜGER, *Untersuchungen zum sog. "Liber privilegiorum" des Lupold von Bebenburg*, in: *Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters* 10 (1953/54), S.96-131, DIES., *Lupold von Bebenburg*, in: *Fränkische Lebensbilder* 4 (1971), S.49-86, Hanns GROSS, *Lupold of Bebenburg, National Monarchy and Representative Government in Germany*, in: *Il pensiero politico* 7 (1974), S.3-14, Gerhard BAIRSCH, *Lupold von Bebenburg. Zum Verhältnis von politischer Praxis, politischer Theorie und angewandter Politik*, in: *Bericht des Historischen Vereins Bamberg* 113 (1977), S.219-432, Jürgen MERTHE und Christoph FUEHLER, *Politische Schriften des Lupold von Bebenburg* (*Monumenta Germaniae Historica, Staatsschriften des späteren Mittelalters*, Bd.4), Hannover 2004, J. MERTHE, *Lupold of Bebenburg. A Canonistic Theory of State in the Fourteenth Century*, in: Uta-Renate BRUMENTHAL et al. (ed.), *Proceedings of the Twelfth International Congress of Medieval Canon Law*, Washington D.C., 1-7 August 2004,

- Città del Vaticano 2008, S.879-895, 邦語文献として、池谷文夫『ローマ中世の政治と政治思想』（二〇〇〇年 刀水書房）三二五-三二八頁。
- (4) Hermann Meyer, aa.O. (注⁷⁰), S.225.
- (15) Edmund E. STENGEL, Avignon und Rhens. Forschungen zur Geschichte des Kampfes um das Recht am Reich in der ersten Hälfte des 14. Jahrhunderts, Weimar 1930, S.220f. 他⁷¹、ホミカムのフランクフェスロ会士とルールの対比で、ルーボルトの議論のローマ的性格を指摘するものとして、Richard SCHOLZ, Politische und weltanschauliche Kämpfe um den Reichsgedanken am Hofe Ludwigs des Bayern, in: Zeitschrift für deutsche Geisteswissenschaft 1 (1938), S.298-316, S.311f.
- (9) 池谷⁷²、前掲書（注⁷⁰）。
- (7) J. MEITHEKE, aa.O. 他⁷³、Helfried MONKLER, Hans GRÜNERGER, Kathrin MAVER, Nationenbildung. Die Nationalisierung Europas im Diskurs humanistischer Intellektueller. Italien und Deutschland, Berlin 1998, S.182.
- (8) J. MEITHEKE u. Ch. FUEHLER, aa.O. (注⁷⁰), (以下、注⁷⁴は MF を略す⁷⁵)、その写本にのみ Tractatus のローマ語対訳版として、Jurgen MEITHEKE (Hg), Alexander SAUTER (übers.), Lupold von Bebenburg, De iuribus regni et imperii, Über die Rechte von Kaiser und Reich (Bibliothek des deutschen Staatsdenkers, Bd.14), München 2005.
- (9) 以下のルーボルトの経歴については、Erik WOLF, aa.O. (注⁷⁰), S.40f., S. KRÜGER, Lupold (注⁷⁰), G. BARSCH, aa.O. (注⁷⁰), S.228-248, MF, S.1-61, J. MEITHEKE, Lupold (注⁷⁰), S.883f., 池谷⁷⁶、前掲書（注⁷⁰）、三三三-三三六頁。
- (10) Tractatus のその写本に関する注⁷⁷は、MF, S.97-122, 149-205。
- (11) この注目すべき人物については、リヒャルト・バルドゥインの研究については、Franz-Josef HEYEN (Hg), Baldwin von Luxemburg, Erzbischof von Trier – Kurfürst des Reiches 1285-1354, Mainz 1985、所収の諸論文を参照。
- (12) 中世後期の政治理論的著作について、現在まで伝わる写本の数は、いくつかの例外を除けば、それほど多くはない。例えば、パドヴァのマシリウスの Defensor pacis は、三三三の写本が残っており、オッカムのウィリアムの Dialogus の第一部は、三三一の写本が知られる⁷⁸。J. MEITHEKE, Das Publikum politischer Theorie im 14. Jahrhundert. Zur Einführung, in: DERS., Das Publikum politischer Theorie im 14. Jahrhundert, (Schriften des Historischen Kollegs, Kolloquien 21), München 1992, S.1-23, S.6ff.

- (13) Libellus にていふは MF, S.122-135, 205-229, Rittanicum にていふは MF, S.135-148, 229-231。その他ヴァルツブルク司教座における特権状集成および歴史叙述へのルーポルトの関与については S.Krüger, Untersuchungen (注③)を参照。
- (14) MF, S.103.
- (15) MF, S.184ff.
- (16) 本文後述の歴史作品も含めた、参照・出典箇所については MF, S.535-554の索引を参照。教会法源・ローマ法源への標準注釈の他、教会法学者としては グレープ・バインシト Guido de Baysio、ホステイエンニス Hostiensis、インノケンティウス四世、ロハネス・アンヘルト H. Johannes Andreae なども多く現れている。
- (17) Franz-Josef SCHMALE, Art:Frutolf, in: Lexikon des Mittelalters, Bd.4, 1987-89, Sp.1002. DERS., Art:Eckehard von Aula, in: Lexikon des Mittelalters, Bd.3, 1984-86, Sp.1765f. シュペルツ Monumenta Germaniae Historica, Scriptores t6, Hannover 1844, S.33-231.
- (18) F.-J.SCHMALE, Art:Arnold, Abt von Berge und Nienburg, in: Lexikon des Mittelalters, Bd.1, 1977-1980, Sp.1005. 最近出版された本によれば Klaus Nass (hg.), Die Reichschronik des Annalista Saxo, (Monimenta Germaniae Historica, Scriptores t.37), Hannover 2006、44-45 DERS., Die Reichschronik des Annalista Saxo und die sächsische Geschichtsschreibung im 12. Jahrhundert (Monumenta Germaniae Historica, Schriften, Bd.41), Hannover 1996 を参照。
- (19) MF, S.124, Ann.439.
- (20) Gerhard BAAREN, Art:Gottfried von Viterbo, in: Lexikon des Mittelalters, Bd.4, 1987-89, Sp.1607f. シュペルツ Monumenta Germaniae Historica, Scriptores t.22, Hannover 1872, S.107-307.
- (21) 例へば R.MOST, aa.O. (注③), S.458, G.BARISCH, aa.O. (注③), S.302, 310, 兎谷 前掲書 (注③)、三五一頁。ミートケの見解によれば MF, S.105, 112f. 115, J.MIEßKE, Lupold (注③), S.885ff.。
- (22) 以下の教皇権側の主張については シュペルツ MF, S.61-97, J.MIEßKE, Lupold (注③), S.879-881。教皇権優位理論の代表的な論者であったエギディウス・ローヌスとマイテルボのヤロフの議論については Jürgen MIEßKE, De potestate papae. Die päpstliche Amtskompetenz im Widerstreit der politischen Theorie von Thomas von Aquin bis Wilhelm von Ockham, Tübingen 2000, S.94-108, Helmut G.WALTHER, Aegidius Romanus und Jakob von Viterbo – oder: was

- vermag Aristoteles, was Augustinus nicht kann ?, in: Martin KAUFHOLD (Hg.), Politische Reflexion in der Welt des späten Mittelalters / Political Thought in the Age of Scholasticism. Essays in Honour of Jürgen MEYER, Leiden/Boston 2004, S.151-169. ミキト・ヘンペル関ヤノ最近のサヘン・ヘンペル Elmar KRÜGER, Der Traktat »De ecclesiastica potestate«. Eine spätmittelalterliche Herrschaftskonzeption des päpstlichen Universalismus, Köln u.a. 2007. 教皇の帝国代理權ニ関ヤノ 断斷ノ美談ニハスルヤ Friedrich BAETHGEN, Der Anspruch des Papsttums auf das Reichsvikariat. Untersuchungen zur Theorie und Praxis der potestas indirecta in temporalibus, in: Ders., Mediaevalia, Bd.1 (MGH Schriften Bd. 17), Stuttgart 1960 (zuerst 1920), S.110-185 ヤ 参照:°
- (23) MF, S.293, "Preterea satis patet ex cronicis predictis, quod Germania post divisionem regni et imperii Francorum, ... fuit regnum per se, sicut regnum Gallie occidentalis, quod hodie regnum Francie nuncupatur, est regnum per se." ヤ MF, S.251-253 ヤ 参照:°
- (24) MF, S.315, "Item non procedit id ex eo, quod rex Romanorum non habet superiorem in temporalibus. Communiter enim quasi omnes reges occidentales non recognoscunt aliquem superiorem in temporalibus, quos tamen a papa nominationem vel approbacionem aliquam recipere non videmus."
- (25) MF, S.320, "Nam secundum hoc manifeste pateret, quod rex vel imperator nequaquam de regno et imperio ipsius ecclesie vasallus existeret, sed ipsum immediate a deo haberet. Et hec opinio ex hoc maxime videtur habere veritatem, quod reges alii christianitatis, qui tamen hodie ut plurimum non recognoscunt imperatorem Romanorum nec aliquem alium superiorem in temporalibus, nec ab ecclesia Romana nec ab aliis ecclesiis recipiunt et tenent in feudum merum et mixtum imperium et alia regalia, ... in suis regnis, ..."
- (26) MF, S.324ff.
- (27) MF, S.359ff.
- (28) MF, S.363, "Et sic retentis dictis expositionibus non probatur ex illo canone, quod papa et ecclesia Romana habeat maiorem potestatem quoad temporalia in regno Francorum quam in alio quocumque regno, unde non obstat." ルーボルトはまた なにゆえフランク人たちは ビルナリッヒを廢位づきたのか 王は人民より大なるものゆゑは ずなのに また

東の皇帝による許可もなかったのに、という問題に関して、ローマ人民は皇帝より大であるというローマ法学者の議論を援用し、かつ緊急の必要によって皇帝の許可の不存在をクリアしようとする。MF, S.400f.

- (29) 選挙侯による国王選挙権の独占がなぜ生じたのかは、中世ドイツ史の難問の一つであり、長年にわたる諸研究と多くの提案にもかかわらず、学界を納得させる説明は、なお見出されていない。研究史については、Karl-Friedrich KRIEGER, *König, Reich und Reichsreform im Spätmittelalter*, (Enzyklopädie deutscher Geschichte, Bd.14), München 1992, S.64-71 を参照。また、議論状況の整理については、Ulf DIRKMEIER u.a., *Europa im Spätmittelalter 1215-1378* (Oldenbourg Grundriss der Geschichte, Bd.8), München 2003, S.223f. を参照。ドイツ学界での近時の議論については、Armin Wolf (Hg.), *Königliche Tochterstämme, Königswähler und Kurfürsten*, Frankfurt a.M. 2002, Franz-Reiner ERKENS, *Kurfürsten und Königswahl*. Zu neuen Theorien über den Königswahlparagrafen im Sachsenspiegel und die Entstehung des Kurfürstenkollegiums, Hannover 2002, Thomas ERTL, *Alte Thesen und neue Theorien zur Entstehung des Kurfürstenkollegiums*, in: *Zeitschrift für historische Forschung* 30 (2003), S.619-642 を参照。世俗選挙侯をオットーネンの女系親族の末裔として説明し、七人の選挙侯による選挙権独占の成立を一二九八年まで引き下げるアルミン・ヴォルフの学説は、ヘルケンスらによつて正否にも批判されている。Alexander BEGERT, *Das Kurkolleg als Schiedsgremium*, in: *Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte* 66 (2003), S.399-434 を参照。DERS., *Die Entstehung und Entwicklung des Kurkollegs*. Von den Anfängen bis zum frühen 15. Jahrhundert, Berlin 2010 を提唱された見解(選挙侯による選挙権行使を仲裁判決とのアナロジーによって、一二九八年の二重選挙の際に、ヴェルフ派のケルン大司教などから、聖界諸侯と世俗諸侯とで構成される選挙者団という構想が発信され、一二五六年の国王ヴィルヘルム・フォン・ホラントのいわゆる *Nachwahl* の際に、それに聖界諸侯と世俗諸侯とが加えられたとする)に対しても、Franz-Reiner ERKENS, *Anmerkungen zu einer neuen Theorie über die Entstehung des Kurfürstenkollegs*, in: *Mitteilungen des Instituts für österreichische Geschichtsforschung* 119 (2011), S.376-381 の正否な批判がある。
- (30) MF, S.258, “Tempore vero huius Ottonis tercii, qui filius caruit, *fuit institutum*, quod per certos principes Germanie, scilicet *per officiatos imperii seu curie imperialis eligentur imperator*, ut patet in cronica Martini... .” ユタリマンの語分は、メルティン・フォン・クロンバウによつて。

- (31) 中世後期の叙述史料に見られる選挙候伝説について Max BUCHNER, Die Entstehung und Ausbildung der Kurfürstenfabel. Eine historiographische Studie. in: Historisches Jahrbuch 33 (1912), S.54-100, 255-322 を参照。特に「ハーバート」の選挙候起源論について Ebenda, S.278-284 を参照。
- (32) MF, S.256, "...*Heinricus primus de natione Saxonum cepit libera potestate regnare* in Germania, non tamen ex electione principum electorum, qui sunt hodie, quia nondum adhuc fuerant instituti huiusmodi electores, sed a cunctis *principibus et natu maioribus Francorum, Alamannorum, Bavarorum et Saxonum anno domini DCCCC XIX fuit electus* in regem.", 「ナリス・サンの叙述」について（「イタリシ」の部分）。
- (33) MF, S.288, "... principes et natu maiores *Francorum, Alamannorum, Bavarorum et Saxonum*, qui representabant totum populum Germanie, elegerunt Heinricum primum ducem Saxonie in regem Germanie ac Francorum, ... Quod facere poterant de iure gencium, ...". 「イタリシ」部分で「ヤチ」ナリス・サンのこと。
- (34) MF, S.289, "...et principes electores ratione iam dicte institutionis habent eligere regem seu imperatorem representantes in hoc omnes principes et populum Germanie, Ytalie et aliarum provinciarum et terrarum regni et imperii, quasi vice omnium eligendo, ...". 「」の「」の解釈について「西方世界全体の代表」を「見解」(H.MEYER, a.O. (註3), S.162f. など) と「regnum et imperium の代表」を「見解」(R.MOST, a.O. (註3), S.455f. など) との対立があったが、後者が妥協である。
- (35) G.BARISCH, a.O. (註3), S.283f., 289f.
- (36) MF, S.350, "...et isto modo non pervenit ad eos ab ecclesia hec potestat eligendi, sed potius ab Ottone imperatore tercio de consensu principum et populi regno et imperio subsectorum expresso vel saltem tacto."
- (37) MF, S.377f. "Quare concluditur ex premissis, quod in preactis submissionibus vel recognitionibus adeo prejudicialibus concessus principum electorum et eciam aliorum principum ac populi regni et imperii sit requirendus, et sic ex consequenti eorum in hiis erit contradictio admittenda." (S.381).
- (38) MF, S.298f. "Credo enim, quod ad eos pertinet talis electio tamquam ad collegium seu ad universitatem. ..." (S.299).
- (39) G.BARISCH, a.O. (註3), S.289f.
- (40) HENRICI DE SEGUSIO cardinalis HOSTIENSIS, In primum [secundum, tertium, quartum, quintum] decretalium librum

- commentaria, 2 Bde., Venedig 1581 (ND Torino 1965), Bd.1, S.59A ff.
- (40) ゼーロープ英訳のテキスト『Corpus iuris civilis. Volumen primum: Institutiones. Digesta. Volumen secundum: Codex Iustinianus. Volumen tertium: Novellae. (Paul Krüger, Theodor Mommsen, Rudolf Schöll, Wilhelm Kroll ed.), ND Berlin 1954』を参照。
- (41) MF, S.299, "Si institutio principum electorum non esset facta, omnes principes et alii representantes populum subiectum Romano regno et imperio eo vacante haberent eligere regem et imperatorem de iure gentium. ... Ex quo ergo certi principes sunt instituti ad eligendum regem et imperatorem, ipsi censentur eligere vice et auctoritate universitatis principum et populi predictorum, ac proinde habenda est eorum electio, ac si tota universitas principum et populi huiusmodi eam fecissent. ..."
- (42) 以下『教会法源のテキスト』『Corpus iuris canonici. Pars prior. Decretum magistri Gratiani. Pars Secunda: Decretalium collectiones. (Emil Friedberg ed), ND Graz 1959』を参照。
- (43) ルーポルトがザートリンブルク参事会メンバーの(大)『教会問題研究参事会メンバー』『教会の介入に於いて参事会』『教会選挙権と権限』の立場を述べたようにして『G.BARISCH, aaO. (註7), S.237, S.KRÜGER, Lupold (註7), S.77.』
- (44) MF, S.298f. Ann.291.
- (45) MF, S.299, "Non poterit igitur dici, quod electio talis pertineat ad eos ut ad singulares, sed potius ut ad collegium sive ut ad universitatem omnium principum et populi antedicti, et hoc eciā interpretatur consuetudo verum esse. Nam ipsi vacante regno et imperio iuxta consuetudinem antiquam et hactenus circa hoc observatam conveniunt in villa Renis Treverensis dyoc (esis), ubi more aliorum collegiorum vel universitatum statuitur terminus ad electionem regis Romanorum in oppido Frankenfurt per eos communiter faciendam".
- (46) MF, S.299f., "Hoc premisso huius articuli veritas sic probatur: In omni universitate id, quod fit a maiori parte illorum de universitate, valet et proinde habendum est, ac si factum esset per omnes de universitate ... Sed in casu nostro quando principes electores eligunt regem seu imperatorem Romanorum, talis electio censetur esse facta per universitatem omnium principum et populi subiecti regno et imperio, ut iam dictum est. Ergo electio, que fit a maiori parte ipsorum,

valet et proinde habenda est, ac si facta esset per omnes eos concorditer.”

- (47) MF, S.345f.
- (48) この間の政治史については、さしあたり、池谷、前掲書（注3）、二〇二―二四二頁を参照。
- (49) MF, S.113f.
- (50) レンズ事件で画期的であったのは、法判官自体ではなく、⁶⁷ ⁶⁸ ⁶⁹ ⁷⁰ ⁷¹ ⁷² ⁷³ ⁷⁴ ⁷⁵ ⁷⁶ ⁷⁷ ⁷⁸ ⁷⁹ ⁸⁰ ⁸¹ ⁸² ⁸³ ⁸⁴ ⁸⁵ ⁸⁶ ⁸⁷ ⁸⁸ ⁸⁹ ⁹⁰ ⁹¹ ⁹² ⁹³ ⁹⁴ ⁹⁵ ⁹⁶ ⁹⁷ ⁹⁸ ⁹⁹ ¹⁰⁰ ¹⁰¹ ¹⁰² ¹⁰³ ¹⁰⁴ ¹⁰⁵ ¹⁰⁶ ¹⁰⁷ ¹⁰⁸ ¹⁰⁹ ¹¹⁰ ¹¹¹ ¹¹² ¹¹³ ¹¹⁴ ¹¹⁵ ¹¹⁶ ¹¹⁷ ¹¹⁸ ¹¹⁹ ¹²⁰ ¹²¹ ¹²² ¹²³ ¹²⁴ ¹²⁵ ¹²⁶ ¹²⁷ ¹²⁸ ¹²⁹ ¹³⁰ ¹³¹ ¹³² ¹³³ ¹³⁴ ¹³⁵ ¹³⁶ ¹³⁷ ¹³⁸ ¹³⁹ ¹⁴⁰ ¹⁴¹ ¹⁴² ¹⁴³ ¹⁴⁴ ¹⁴⁵ ¹⁴⁶ ¹⁴⁷ ¹⁴⁸ ¹⁴⁹ ¹⁵⁰ ¹⁵¹ ¹⁵² ¹⁵³ ¹⁵⁴ ¹⁵⁵ ¹⁵⁶ ¹⁵⁷ ¹⁵⁸ ¹⁵⁹ ¹⁶⁰ ¹⁶¹ ¹⁶² ¹⁶³ ¹⁶⁴ ¹⁶⁵ ¹⁶⁶ ¹⁶⁷ ¹⁶⁸ ¹⁶⁹ ¹⁷⁰ ¹⁷¹ ¹⁷² ¹⁷³ ¹⁷⁴ ¹⁷⁵ ¹⁷⁶ ¹⁷⁷ ¹⁷⁸ ¹⁷⁹ ¹⁸⁰ ¹⁸¹ ¹⁸² ¹⁸³ ¹⁸⁴ ¹⁸⁵ ¹⁸⁶ ¹⁸⁷ ¹⁸⁸ ¹⁸⁹ ¹⁹⁰ ¹⁹¹ ¹⁹² ¹⁹³ ¹⁹⁴ ¹⁹⁵ ¹⁹⁶ ¹⁹⁷ ¹⁹⁸ ¹⁹⁹ ²⁰⁰ ²⁰¹ ²⁰² ²⁰³ ²⁰⁴ ²⁰⁵ ²⁰⁶ ²⁰⁷ ²⁰⁸ ²⁰⁹ ²¹⁰ ²¹¹ ²¹² ²¹³ ²¹⁴ ²¹⁵ ²¹⁶ ²¹⁷ ²¹⁸ ²¹⁹ ²²⁰ ²²¹ ²²² ²²³ ²²⁴ ²²⁵ ²²⁶ ²²⁷ ²²⁸ ²²⁹ ²³⁰ ²³¹ ²³² ²³³ ²³⁴ ²³⁵ ²³⁶ ²³⁷ ²³⁸ ²³⁹ ²⁴⁰ ²⁴¹ ²⁴² ²⁴³ ²⁴⁴ ²⁴⁵ ²⁴⁶ ²⁴⁷ ²⁴⁸ ²⁴⁹ ²⁵⁰ ²⁵¹ ²⁵² ²⁵³ ²⁵⁴ ²⁵⁵ ²⁵⁶ ²⁵⁷ ²⁵⁸ ²⁵⁹ ²⁶⁰ ²⁶¹ ²⁶² ²⁶³ ²⁶⁴ ²⁶⁵ ²⁶⁶ ²⁶⁷ ²⁶⁸ ²⁶⁹ ²⁷⁰ ²⁷¹ ²⁷² ²⁷³ ²⁷⁴ ²⁷⁵ ²⁷⁶ ²⁷⁷ ²⁷⁸ ²⁷⁹ ²⁸⁰ ²⁸¹ ²⁸² ²⁸³ ²⁸⁴ ²⁸⁵ ²⁸⁶ ²⁸⁷ ²⁸⁸ ²⁸⁹ ²⁹⁰ ²⁹¹ ²⁹² ²⁹³ ²⁹⁴ ²⁹⁵ ²⁹⁶ ²⁹⁷ ²⁹⁸ ²⁹⁹ ³⁰⁰ ³⁰¹ ³⁰² ³⁰³ ³⁰⁴ ³⁰⁵ ³⁰⁶ ³⁰⁷ ³⁰⁸ ³⁰⁹ ³¹⁰ ³¹¹ ³¹² ³¹³ ³¹⁴ ³¹⁵ ³¹⁶ ³¹⁷ ³¹⁸ ³¹⁹ ³²⁰ ³²¹ ³²² ³²³ ³²⁴ ³²⁵ ³²⁶ ³²⁷ ³²⁸ ³²⁹ ³³⁰ ³³¹ ³³² ³³³ ³³⁴ ³³⁵ ³³⁶ ³³⁷ ³³⁸ ³³⁹ ³⁴⁰ ³⁴¹ ³⁴² ³⁴³ ³⁴⁴ ³⁴⁵ ³⁴⁶ ³⁴⁷ ³⁴⁸ ³⁴⁹ ³⁵⁰ ³⁵¹ ³⁵² ³⁵³ ³⁵⁴ ³⁵⁵ ³⁵⁶ ³⁵⁷ ³⁵⁸ ³⁵⁹ ³⁶⁰ ³⁶¹ ³⁶² ³⁶³ ³⁶⁴ ³⁶⁵ ³⁶⁶ ³⁶⁷ ³⁶⁸ ³⁶⁹ ³⁷⁰ ³⁷¹ ³⁷² ³⁷³ ³⁷⁴ ³⁷⁵ ³⁷⁶ ³⁷⁷ ³⁷⁸ ³⁷⁹ ³⁸⁰ ³⁸¹ ³⁸² ³⁸³ ³⁸⁴ ³⁸⁵ ³⁸⁶ ³⁸⁷ ³⁸⁸ ³⁸⁹ ³⁹⁰ ³⁹¹ ³⁹² ³⁹³ ³⁹⁴ ³⁹⁵ ³⁹⁶ ³⁹⁷ ³⁹⁸ ³⁹⁹ ⁴⁰⁰ ⁴⁰¹ ⁴⁰² ⁴⁰³ ⁴⁰⁴ ⁴⁰⁵ ⁴⁰⁶ ⁴⁰⁷ ⁴⁰⁸ ⁴⁰⁹ ⁴¹⁰ ⁴¹¹ ⁴¹² ⁴¹³ ⁴¹⁴ ⁴¹⁵ ⁴¹⁶ ⁴¹⁷ ⁴¹⁸ ⁴¹⁹ ⁴²⁰ ⁴²¹ ⁴²² ⁴²³ ⁴²⁴ ⁴²⁵ ⁴²⁶ ⁴²⁷ ⁴²⁸ ⁴²⁹ ⁴³⁰ ⁴³¹ ⁴³² ⁴³³ ⁴³⁴ ⁴³⁵ ⁴³⁶ ⁴³⁷ ⁴³⁸ ⁴³⁹ ⁴⁴⁰ ⁴⁴¹ ⁴⁴² ⁴⁴³ ⁴⁴⁴ ⁴⁴⁵ ⁴⁴⁶ ⁴⁴⁷ ⁴⁴⁸ ⁴⁴⁹ ⁴⁵⁰ ⁴⁵¹ ⁴⁵² ⁴⁵³ ⁴⁵⁴ ⁴⁵⁵ ⁴⁵⁶ ⁴⁵⁷ ⁴⁵⁸ ⁴⁵⁹ ⁴⁶⁰ ⁴⁶¹ ⁴⁶² ⁴⁶³ ⁴⁶⁴ ⁴⁶⁵ ⁴⁶⁶ ⁴⁶⁷ ⁴⁶⁸ ⁴⁶⁹ ⁴⁷⁰ ⁴⁷¹ ⁴⁷² ⁴⁷³ ⁴⁷⁴ ⁴⁷⁵ ⁴⁷⁶ ⁴⁷⁷ ⁴⁷⁸ ⁴⁷⁹ ⁴⁸⁰ ⁴⁸¹ ⁴⁸² ⁴⁸³ ⁴⁸⁴ ⁴⁸⁵ ⁴⁸⁶ ⁴⁸⁷ ⁴⁸⁸ ⁴⁸⁹ ⁴⁹⁰ ⁴⁹¹ ⁴⁹² ⁴⁹³ ⁴⁹⁴ ⁴⁹⁵ ⁴⁹⁶ ⁴⁹⁷ ⁴⁹⁸ ⁴⁹⁹ ⁵⁰⁰ ⁵⁰¹ ⁵⁰² ⁵⁰³ ⁵⁰⁴ ⁵⁰⁵ ⁵⁰⁶ ⁵⁰⁷ ⁵⁰⁸ ⁵⁰⁹ ⁵¹⁰ ⁵¹¹ ⁵¹² ⁵¹³ ⁵¹⁴ ⁵¹⁵ ⁵¹⁶ ⁵¹⁷ ⁵¹⁸ ⁵¹⁹ ⁵²⁰ ⁵²¹ ⁵²² ⁵²³ ⁵²⁴ ⁵²⁵ ⁵²⁶ ⁵²⁷ ⁵²⁸ ⁵²⁹ ⁵³⁰ ⁵³¹ ⁵³² ⁵³³ ⁵³⁴ ⁵³⁵ ⁵³⁶ ⁵³⁷ ⁵³⁸ ⁵³⁹ ⁵⁴⁰ ⁵⁴¹ ⁵⁴² ⁵⁴³ ⁵⁴⁴ ⁵⁴⁵ ⁵⁴⁶ ⁵⁴⁷ ⁵⁴⁸ ⁵⁴⁹ ⁵⁵⁰ ⁵⁵¹ ⁵⁵² ⁵⁵³ ⁵⁵⁴ ⁵⁵⁵ ⁵⁵⁶ ⁵⁵⁷ ⁵⁵⁸ ⁵⁵⁹ ⁵⁶⁰ ⁵⁶¹ ⁵⁶² ⁵⁶³ ⁵⁶⁴ ⁵⁶⁵ ⁵⁶⁶ ⁵⁶⁷ ⁵⁶⁸ ⁵⁶⁹ ⁵⁷⁰ ⁵⁷¹ ⁵⁷² ⁵⁷³ ⁵⁷⁴ ⁵⁷⁵ ⁵⁷⁶ ⁵⁷⁷ ⁵⁷⁸ ⁵⁷⁹ ⁵⁸⁰ ⁵⁸¹ ⁵⁸² ⁵⁸³ ⁵⁸⁴ ⁵⁸⁵ ⁵⁸⁶ ⁵⁸⁷ ⁵⁸⁸ ⁵⁸⁹ ⁵⁹⁰ ⁵⁹¹ ⁵⁹² ⁵⁹³ ⁵⁹⁴ ⁵⁹⁵ ⁵⁹⁶ ⁵⁹⁷ ⁵⁹⁸ ⁵⁹⁹ ⁶⁰⁰ ⁶⁰¹ ⁶⁰² ⁶⁰³ ⁶⁰⁴ ⁶⁰⁵ ⁶⁰⁶ ⁶⁰⁷ ⁶⁰⁸ ⁶⁰⁹ ⁶¹⁰ ⁶¹¹ ⁶¹² ⁶¹³ ⁶¹⁴ ⁶¹⁵ ⁶¹⁶ ⁶¹⁷ ⁶¹⁸ ⁶¹⁹ ⁶²⁰ ⁶²¹ ⁶²² ⁶²³ ⁶²⁴ ⁶²⁵ ⁶²⁶ ⁶²⁷ ⁶²⁸ ⁶²⁹ ⁶³⁰ ⁶³¹ ⁶³² ⁶³³ ⁶³⁴ ⁶³⁵ ⁶³⁶ ⁶³⁷ ⁶³⁸ ⁶³⁹ ⁶⁴⁰ ⁶⁴¹ ⁶⁴² ⁶⁴³ ⁶⁴⁴ ⁶⁴⁵ ⁶⁴⁶ ⁶⁴⁷ ⁶⁴⁸ ⁶⁴⁹ ⁶⁵⁰ ⁶⁵¹ ⁶⁵² ⁶⁵³ ⁶⁵⁴ ⁶⁵⁵ ⁶⁵⁶ ⁶⁵⁷ ⁶⁵⁸ ⁶⁵⁹ ⁶⁶⁰ ⁶⁶¹ ⁶⁶² ⁶⁶³ ⁶⁶⁴ ⁶⁶⁵ ⁶⁶⁶ ⁶⁶⁷ ⁶⁶⁸ ⁶⁶⁹ ⁶⁷⁰ ⁶⁷¹ ⁶⁷² ⁶⁷³ ⁶⁷⁴ ⁶⁷⁵ ⁶⁷⁶ ⁶⁷⁷ ⁶⁷⁸ ⁶⁷⁹ ⁶⁸⁰ ⁶⁸¹ ⁶⁸² ⁶⁸³ ⁶⁸⁴ ⁶⁸⁵ ⁶⁸⁶ ⁶⁸⁷ ⁶⁸⁸ ⁶⁸⁹ ⁶⁹⁰ ⁶⁹¹ ⁶⁹² ⁶⁹³ ⁶⁹⁴ ⁶⁹⁵ ⁶⁹⁶ ⁶⁹⁷ ⁶⁹⁸ ⁶⁹⁹ ⁷⁰⁰ ⁷⁰¹ ⁷⁰² ⁷⁰³ ⁷⁰⁴ ⁷⁰⁵ ⁷⁰⁶ ⁷⁰⁷ ⁷⁰⁸ ⁷⁰⁹ ⁷¹⁰ ⁷¹¹ ⁷¹² ⁷¹³ ⁷¹⁴ ⁷¹⁵ ⁷¹⁶ ⁷¹⁷ ⁷¹⁸ ⁷¹⁹ ⁷²⁰ ⁷²¹ ⁷²² ⁷²³ ⁷²⁴ ⁷²⁵ ⁷²⁶ ⁷²⁷ ⁷²⁸ ⁷²⁹ ⁷³⁰ ⁷³¹ ⁷³² ⁷³³ ⁷³⁴ ⁷³⁵ ⁷³⁶ ⁷³⁷ ⁷³⁸ ⁷³⁹ ⁷⁴⁰ ⁷⁴¹ ⁷⁴² ⁷⁴³ ⁷⁴⁴ ⁷⁴⁵ ⁷⁴⁶ ⁷⁴⁷ ⁷⁴⁸ ⁷⁴⁹ ⁷⁵⁰ ⁷⁵¹ ⁷⁵² ⁷⁵³ ⁷⁵⁴ ⁷⁵⁵ ⁷⁵⁶ ⁷⁵⁷ ⁷⁵⁸ ⁷⁵⁹ ⁷⁶⁰ ⁷⁶¹ ⁷⁶² ⁷⁶³ ⁷⁶⁴ ⁷⁶⁵ ⁷⁶⁶ ⁷⁶⁷ ⁷⁶⁸ ⁷⁶⁹ ⁷⁷⁰ ⁷⁷¹ ⁷⁷² ⁷⁷³ ⁷⁷⁴ ⁷⁷⁵ ⁷⁷⁶ ⁷⁷⁷ ⁷⁷⁸ ⁷⁷⁹ ⁷⁸⁰ ⁷⁸¹ ⁷⁸² ⁷⁸³ ⁷⁸⁴ ⁷⁸⁵ ⁷⁸⁶ ⁷⁸⁷ ⁷⁸⁸ ⁷⁸⁹ ⁷⁹⁰ ⁷⁹¹ ⁷⁹² ⁷⁹³ ⁷⁹⁴ ⁷⁹⁵ ⁷⁹⁶ ⁷⁹⁷ ⁷⁹⁸ ⁷⁹⁹ ⁸⁰⁰ ⁸⁰¹ ⁸⁰² ⁸⁰³ ⁸⁰⁴ ⁸⁰⁵ ⁸⁰⁶ ⁸⁰⁷ ⁸⁰⁸ ⁸⁰⁹ ⁸¹⁰ ⁸¹¹ ⁸¹² ⁸¹³ ⁸¹⁴ ⁸¹⁵ ⁸¹⁶ ⁸¹⁷ ⁸¹⁸ ⁸¹⁹ ⁸²⁰ ⁸²¹ ⁸²² ⁸²³ ⁸²⁴ ⁸²⁵ ⁸²⁶ ⁸²⁷ ⁸²⁸ ⁸²⁹ ⁸³⁰ ⁸³¹ ⁸³² ⁸³³ ⁸³⁴ ⁸³⁵ ⁸³⁶ ⁸³⁷ ⁸³⁸ ⁸³⁹ ⁸⁴⁰ ⁸⁴¹ ⁸⁴² ⁸⁴³ ⁸⁴⁴ ⁸⁴⁵ ⁸⁴⁶ ⁸⁴⁷ ⁸⁴⁸ ⁸⁴⁹ ⁸⁵⁰ ⁸⁵¹ ⁸⁵² ⁸⁵³ ⁸⁵⁴ ⁸⁵⁵ ⁸⁵⁶ ⁸⁵⁷ ⁸⁵⁸ ⁸⁵⁹ ⁸⁶⁰ ⁸⁶¹ ⁸⁶² ⁸⁶³ ⁸⁶⁴ ⁸⁶⁵ ⁸⁶⁶ ⁸⁶⁷ ⁸⁶⁸ ⁸⁶⁹ ⁸⁷⁰ ⁸⁷¹ ⁸⁷² ⁸⁷³ ⁸⁷⁴ ⁸⁷⁵ ⁸⁷⁶ ⁸⁷⁷ ⁸⁷⁸ ⁸⁷⁹ ⁸⁸⁰ ⁸⁸¹ ⁸⁸² ⁸⁸³ ⁸⁸⁴ ⁸⁸⁵ ⁸⁸⁶ ⁸⁸⁷ ⁸⁸⁸ ⁸⁸⁹ ⁸⁹⁰ ⁸⁹¹ ⁸⁹² ⁸⁹³ ⁸⁹⁴ ⁸⁹⁵ ⁸⁹⁶ ⁸⁹⁷ ⁸⁹⁸ ⁸⁹⁹ ⁹⁰⁰ ⁹⁰¹ ⁹⁰² ⁹⁰³ ⁹⁰⁴ ⁹⁰⁵ ⁹⁰⁶ ⁹⁰⁷ ⁹⁰⁸ ⁹⁰⁹ ⁹¹⁰ ⁹¹¹ ⁹¹² ⁹¹³ ⁹¹⁴ ⁹¹⁵ ⁹¹⁶ ⁹¹⁷ ⁹¹⁸ ⁹¹⁹ ⁹²⁰ ⁹²¹ ⁹²² ⁹²³ ⁹²⁴ ⁹²⁵ ⁹²⁶ ⁹²⁷ ⁹²⁸ ⁹²⁹ ⁹³⁰ ⁹³¹ ⁹³² ⁹³³ ⁹³⁴ ⁹³⁵ ⁹³⁶ ⁹³⁷ ⁹³⁸ ⁹³⁹ ⁹⁴⁰ ⁹⁴¹ ⁹⁴² ⁹⁴³ ⁹⁴⁴ ⁹⁴⁵ ⁹⁴⁶ ⁹⁴⁷ ⁹⁴⁸ ⁹⁴⁹ ⁹⁵⁰ ⁹⁵¹ ⁹⁵² ⁹⁵³ ⁹⁵⁴ ⁹⁵⁵ ⁹⁵⁶ ⁹⁵⁷ ⁹⁵⁸ ⁹⁵⁹ ⁹⁶⁰ ⁹⁶¹ ⁹⁶² ⁹⁶³ ⁹⁶⁴ ⁹⁶⁵ ⁹⁶⁶ ⁹⁶⁷ ⁹⁶⁸ ⁹⁶⁹ ⁹⁷⁰ ⁹⁷¹ ⁹⁷² ⁹⁷³ ⁹⁷⁴ ⁹⁷⁵ ⁹⁷⁶ ⁹⁷⁷ ⁹⁷⁸ ⁹⁷⁹ ⁹⁸⁰ ⁹⁸¹ ⁹⁸² ⁹⁸³ ⁹⁸⁴ ⁹⁸⁵ ⁹⁸⁶ ⁹⁸⁷ ⁹⁸⁸ ⁹⁸⁹ ⁹⁹⁰ ⁹⁹¹ ⁹⁹² ⁹⁹³ ⁹⁹⁴ ⁹⁹⁵ ⁹⁹⁶ ⁹⁹⁷ ⁹⁹⁸ ⁹⁹⁹ ¹⁰⁰⁰ ¹⁰⁰¹ ¹⁰⁰² ¹⁰⁰³ ¹⁰⁰⁴ ¹⁰⁰⁵ ¹⁰⁰⁶ ¹⁰⁰⁷ ¹⁰⁰⁸ ¹⁰⁰⁹ ¹⁰¹⁰ ¹⁰¹¹ ¹⁰¹² ¹⁰¹³ ¹⁰¹⁴ ¹⁰¹⁵ ¹⁰¹⁶ ¹⁰¹⁷ ¹⁰¹⁸ ¹⁰¹⁹ ¹⁰²⁰ ¹⁰²¹ ¹⁰²² ¹⁰²³ ¹⁰²⁴ ¹⁰²⁵ ¹⁰²⁶ ¹⁰²⁷ ¹⁰²⁸ ¹⁰²⁹ ¹⁰³⁰ ¹⁰³¹ ¹⁰³² ¹⁰³³ ¹⁰³⁴ ¹⁰³⁵ ¹⁰³⁶ ¹⁰³⁷ ¹⁰³⁸ ¹⁰³⁹ ¹⁰⁴⁰ ¹⁰⁴¹ ¹⁰⁴² ¹⁰⁴³ ¹⁰⁴⁴ ¹⁰⁴⁵ ¹⁰⁴⁶ ¹⁰⁴⁷ ¹⁰⁴⁸ ¹⁰⁴⁹ ¹⁰⁵⁰ ¹⁰⁵¹ ¹⁰⁵² ¹⁰⁵³ ¹⁰⁵⁴ ¹⁰⁵⁵ ¹⁰⁵⁶ ¹⁰⁵⁷ ¹⁰⁵⁸ ¹⁰⁵⁹ ¹⁰⁶⁰ ¹⁰⁶¹ ¹⁰⁶² ¹⁰⁶³ ¹⁰⁶⁴ ¹⁰⁶⁵ ¹⁰⁶⁶ ¹⁰⁶⁷ ¹⁰⁶⁸ ¹⁰⁶⁹ ¹⁰⁷⁰ ¹⁰⁷¹ ¹⁰⁷² ¹⁰⁷³ ¹⁰⁷⁴ ¹⁰⁷⁵ ¹⁰⁷⁶ ¹⁰⁷⁷ ¹⁰⁷⁸ ¹⁰⁷⁹ ¹⁰⁸⁰ ¹⁰⁸¹ ¹⁰⁸² ¹⁰⁸³ ¹⁰⁸⁴ ¹⁰⁸⁵ ¹⁰⁸⁶ ¹⁰⁸⁷ ¹⁰⁸⁸ ¹⁰⁸⁹ ¹⁰⁹⁰ ¹⁰⁹¹ ¹⁰⁹² ¹⁰⁹³ ¹⁰⁹⁴ ¹⁰⁹⁵ ¹⁰⁹⁶ ¹⁰⁹⁷ ¹⁰⁹⁸ ¹⁰⁹⁹ ¹¹⁰⁰ ¹¹⁰¹ ¹¹⁰² ¹¹⁰³ ¹¹⁰⁴ ¹¹⁰⁵ ¹¹⁰⁶ ¹¹⁰⁷ ¹¹⁰⁸ ¹¹⁰⁹ ¹¹¹⁰ ¹¹¹¹ ¹¹¹² ¹¹¹³ ¹¹¹⁴ ¹¹¹⁵ ¹¹¹⁶ ¹¹¹⁷ ¹¹¹⁸ ¹¹¹⁹ ¹¹²⁰ ¹¹²¹ ¹¹²² ¹¹²³ ¹¹²⁴ ¹¹²⁵ ¹¹²⁶ ¹¹²⁷ ¹¹²⁸ ¹¹²⁹ ¹¹³⁰ ¹¹³¹ ¹¹³² ¹¹³³ ¹¹³⁴ ¹¹³⁵ ¹¹³⁶ ¹¹³⁷ ¹¹³⁸ ¹¹³⁹ ¹¹⁴⁰ ¹¹⁴¹ ¹¹⁴² ¹¹⁴³ ¹¹⁴⁴ ¹¹⁴⁵ ¹¹⁴⁶ ¹¹⁴⁷ ¹¹⁴⁸ ¹¹⁴⁹ ¹¹⁵⁰ ¹¹⁵¹ ¹¹⁵² ¹¹⁵³ ¹¹⁵⁴ ¹¹⁵⁵ ¹¹⁵⁶ ¹¹⁵⁷ ¹¹⁵⁸ ¹¹⁵⁹ ¹¹⁶⁰ ¹¹⁶¹ ¹¹⁶² ¹¹⁶³ ¹¹⁶⁴ ¹¹⁶⁵ ¹¹⁶⁶ ¹¹⁶⁷ ¹¹⁶⁸ ¹¹⁶⁹ ¹¹⁷⁰ ¹¹⁷¹ ¹¹⁷² ¹¹⁷³ ¹¹⁷⁴ ¹¹⁷⁵ ¹¹⁷⁶ ¹¹⁷⁷ ¹¹⁷⁸ ¹¹⁷⁹ ¹¹⁸⁰ ¹¹⁸¹ ¹¹⁸² ¹¹⁸³ ¹¹⁸⁴ ¹¹⁸⁵ ¹¹⁸⁶ ¹¹⁸⁷ ¹¹⁸⁸ ¹¹⁸⁹ ¹¹⁹⁰ ¹¹⁹¹ ¹¹⁹² ¹¹⁹³ ¹¹⁹⁴ ¹¹⁹⁵ ¹¹⁹⁶ ¹¹⁹⁷ ¹¹⁹⁸ ¹¹⁹⁹ ¹²⁰⁰ ¹²⁰¹ ¹²⁰² ¹²⁰³ ¹²⁰⁴ ¹²⁰⁵ ¹²⁰⁶ ¹²⁰⁷ ¹²⁰⁸ ¹²⁰⁹ ¹²¹⁰ ¹²¹¹ ¹²¹² ¹²¹³ ¹²¹⁴ ¹²¹⁵ ¹²¹⁶ ¹²¹⁷ ¹²¹⁸ ¹²¹⁹ ¹²²⁰ ¹²²¹ ¹²²² ¹²²³ ¹²²⁴ ¹²²⁵ ¹²²⁶ ¹²²⁷ ¹²²⁸ ¹²²⁹ ¹²³⁰ ¹²³¹ ¹²³² ¹²³³ ¹²³⁴ ¹²³⁵ ¹²³⁶ ¹²³⁷ ¹²³⁸ ¹²³⁹ ¹²⁴⁰ ¹²⁴¹ ¹²⁴² ¹²⁴³ ¹²⁴⁴ ¹²⁴⁵ ¹²⁴⁶ ¹²⁴⁷ ¹²⁴⁸ ¹²⁴⁹ ¹²⁵⁰ ¹²⁵¹ ¹²⁵² ¹²⁵³ ¹²⁵⁴ ¹²⁵⁵ ¹²⁵⁶ ¹²⁵⁷ ¹²⁵⁸ ¹²⁵⁹ ¹²⁶⁰ ¹²⁶¹ ¹²⁶² ¹²⁶³ ¹²⁶⁴ ¹²⁶⁵ ¹²⁶⁶ ¹²⁶⁷ ¹²⁶⁸ ¹²⁶⁹ ¹²⁷⁰ ¹²⁷¹ ¹²⁷² ¹²⁷³ ¹²⁷⁴ ¹²⁷⁵ ¹²⁷⁶ ¹²⁷⁷ ¹²⁷⁸ ¹²⁷⁹ ¹²⁸⁰ ¹²⁸¹ ¹²⁸² ¹²⁸³ ¹²⁸⁴ ¹²⁸⁵ ¹²⁸⁶ ¹²⁸⁷ ¹²⁸⁸ ¹²⁸⁹ ¹²⁹⁰ ¹²⁹¹ ¹²⁹² ¹²⁹³ ¹²⁹⁴ ¹²⁹⁵ ¹²⁹⁶ ¹²⁹⁷ ¹²⁹⁸ ¹²⁹⁹ ¹³⁰⁰ ¹³⁰¹ ¹³⁰² ¹³⁰³ ¹³⁰⁴ ¹³⁰⁵ ¹³⁰⁶ ¹³⁰⁷ ¹³⁰⁸ ¹³⁰⁹ ¹³¹⁰ ¹³¹¹ ¹³¹² ¹³¹³ ¹³¹⁴ ¹³¹⁵ ¹³¹⁶ ¹³¹⁷ ¹³¹⁸ ¹³¹⁹ ¹³²⁰ ¹³²¹ ¹³²² ¹³²³ ¹³²⁴ ¹³²⁵ ¹³²⁶ ¹³²⁷ ¹³²⁸ ¹³²⁹ ¹³³⁰ ¹³³¹ ¹³³² ¹³³³ ¹³³⁴ ¹³³⁵ ¹³³⁶ ¹³³⁷ ¹³³⁸ ¹³³⁹ ¹³⁴⁰ ¹³⁴¹ ¹³⁴² ¹³⁴³ ¹³⁴⁴ ¹³⁴⁵ ¹³⁴⁶ ¹³⁴⁷ ¹³⁴⁸ ¹³⁴⁹ ¹³⁵⁰ ¹³⁵¹ ¹³⁵² ¹³⁵³ ¹³⁵⁴ ¹³⁵⁵ ¹³⁵⁶ ¹³⁵⁷ ¹³⁵⁸ ¹³⁵⁹ ¹³⁶⁰ ¹³⁶¹ ¹³⁶² ¹³⁶³ ¹³⁶⁴ ¹³⁶⁵ ¹³⁶⁶ ¹³⁶⁷ ¹³⁶⁸ ¹³⁶⁹ ¹³⁷⁰ ¹³⁷¹ ¹³⁷² ¹³⁷³ ¹³⁷⁴ ¹³⁷⁵ ¹³⁷⁶

- magni ad reges Francorum, ... et nichilominus in personam eiusdem Karoli translatum fuit imperium in Germanos, ...”
- (85) MF, S.260f. “Prima via ad id probandum sumitur considerata persona ipsius Karoli magni. Fuit enim ipse Francus Germanicus, ...”
- (86) MF, S.266, “Secunda vero via ad probandum premissa sumitur considerato inicio et origine regni Francorum. ... initium et origo illius regni fuit in Germania...”
- (87) MF, S.266f. “... quia Ytalia et imperium post divisionem antedictam regni Francorum finaliter remansit apud reges Germanie et non apud reges Galie, ... ipsum imperium in Germanos et non in Gallicos vel in aliarum nacionum de regno Francorum homines in personam Karoli magni dicitur fuisse translatum.”
- (88) MF, S.262, C.11, q.1, c.37, 7の聖 X.41.1. 6トハシタ人ノカリア人を区別する論拠として引かれたこと。
- (89) MF, S.263, “Soli igitur Germani et illi dumtaxat, qui Alamanni (id est Swevi, Babari, Saxones, Thuringi vel Frisones) non sunt, Franci proprie appellantur, ...”
- (90) MF, S.263, “... puta illi Germani, qui circa partes Reni et in quibusdam aliis terris Reno adiacentibus commorantur, quarum una *Franconia*, cuius metropolis est Herbipolis, *a quodam duce Francone*, ... nominari consuevit. ” トハシタ人ノ5つ聖母の由来の語彙にハシムトローム・トキハ・ヤイチルホト。
- (91) MF, S.263, “Et ad hos Francos Germanicos in personam Karoli magni, qui de eadem Francia Germanica traxit originem, ... imperium noscitur fuisse translatum.”
- (92) MF, S.263, “... patet precipua nobilitas Francorum Germanie pre ceteris occidentis nacionibus post Romanos, quibus eciam parificari poterant, ...”
- (93) MF, S.264, “Preterea eciam Franci Germanici ob invariabilis fidelitatis constanciam, quam erga reges Francorum ab exordio ipsius regni usque ad tempus divisionis eiusdem per nepotes Karoli magni facte ac deinde ad reges Germanorum seu eciam Romanorum usque ad presens tempus servare studuerunt semper illesam, possunt non immerito commendari.” 前述の「オシカン後継」に属する語彙のこと。
- (94) MF, S.264f. “Hanc brevem digressionem non tam ad commendationem Francorum quam ob detestandam in hoc

ignoranciam multorum nobilium de partibus Reni facere volui, qui sue originalis conditionis ignari se potius nominari Renenses quam Francos inaniter gloriantur, cum tamen ipsorum non a Reno fluvio, sed a Francis Trojanis origine, ... sit nobilitas derivata.”

- (38) MF, S.265, “... nichilominus tamen hodierna die potest dici imperium non solum fuisse Francorum, ... sed etiam potest dici adhuc esse Francorum duplici respectu: uno modo, quia est Germanorum, quorum patria, scilicet Germania, fuit principalior pars regni Francorum, quia in ea fuit origo et initium ipsius regni, ...”

- (69) MF, S.265f, “Item alio modo potest dici imperium adhuc esse Francorum, quia etiam inter nationes Germanorum, que sunt superius in predicta lege Karoli nominate, imperium principalius est Francorum quam aliorum Germanorum. Sunt enim quatuor principes electores imperii in hac Francia, scilicet Maguntinensis, Treverensis et Coloniensis archiepiscopi, item comes Palatinus Reni. Qui quatuor principes vacante regno et imperio tanquam maior pars numero electorum possent regem creare in concordia eligendo vocatis tamen aliis eorum principibus et coelectoribus iuxta consuetudinem in hoc hactenus observatam, ...”

- (70) ちこめたり’ E.SCHUBERT, a.a.O. (注5) を参照。

- (71) アレクサンダーの帝国論については、西川洋一「Alexander von Roes 及び十三世紀後半のライヒ意識」『法学雑誌』四一巻四号（一九九五年）二五七—二九〇頁、池谷、前掲書（注3）四四—五七頁、佐々木博光「出自神話でみるドイツ史」『人文學報』七一号（一九九二年）九七—一二三頁、一〇一頁以下を参照。

- (72) MF, S.235, “Cum inter omnes principes ecclesiasticos et seculares Germanie ac etiam Gallie Belgeice, cuius primas esis, ... et sic etiam patriarcha, ... vos sacri Romani regni et imperii precipuum experientia docente cognoverim zelatorem, ...” ただし patriarcha 以下の部分は後補。

- (73) MF, S.296, “Id autem, quod dixi de amministrazione regni et imperii in Germania, idem dico de amministrazione regni et imperii in Gallia Belgica seu regno quondam Lotharii sito inter Mosam et Renum fluvios, ...”

- (74) MF, S.332f, 特々 S.334f.

- (75) MF, S.334f, “Quod autem bis ungitur et coronatur ante unctionem et coronacionem imperialem, ut est dictum, hoc

- puto propter duo regna principalia, que habet, fore introductum. Primum est regnum Germanie, cui accessit regnum Lothariense seu Lotharii.... Et idem dico de regno Arelatensi vel regno Burgundie, quod Otto primus, ... in suam potestatem accepit. Unde ratione huius regni Germanie, cui dicta regna accesserunt, rex Romanorum primo ungitur et coronatur Aquisgrani.”
- (76) Hilary S.OFFLER, *Empire and Papacy: The Last Struggle*, in: *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th ser. 6 (1956), S.21-47, G.BARISCH, aa.O. (註7), S.308, MF, S.77.
- (77) MF, S.248f. 272f. ハンバートの戦争は東の皇帝の許可なしに行われたけれども、不法に対する防衛として、正しい戦争と見なされた。MF, S.404f.
- (78) MF, S.254. “Huius vero Ludowoci tercii tempore deficit Ytalia a societate regni Germanie: cepit enim, ut plene patet in cronica Martini, *dividi imperium ipsius tempore; quidam enim tantum in Ytalia de facto tamen, et quidam tantum in Germania imperabant* seu regnabant.” イタリヤの部分でブレタイン・フロン・エロマンヌの年代記による。
- (79) MF, S.257. “Hic Otto ... considerans Ytalian a fidelitate regum Germanie et societate ipsius regni a tempore Ludowici tercii defecisse ipsam reduxit ad regni et regum Germanie potestatem.”
- (80) MF, S.335. “Secundum regnum est regnum Ytalie, ratione cuius in dicta villa Modicensi, ut premititur, ungi et coronari consuevit. Volebant enim Ytalici sicut et Germani circa coronacionem regalem Ytalici regni suam sibi consuetudinem observari, nec immerito ... ルーボルトは、ある地方の人々が慣習に重きを置くのをめづらしく正したが、結局、D.1.16:4.5 = 属州総督は、着任の際に、慣習によつて定められている地点から、属州に入るべきである、およびD.1.16:7 = 属州総督は慣習にしたがひ、祝日を定めるべきである、を引へ。
- (81) MF, S.335f.
- (82) MF, S.294f. 付属物が主要物の性質に従う点について、VI 5.12 De regulis iuris 42の標準注釈が引かれている。
- (83) MF, S.291, 293ff.
- (84) MF, S.295. “... quod Germania seu regnum Germanie non est nec fuit accessorium regno Ytalie, sed potius econtra regnum Ytalie fuit et est accessorium regno Germanie.”

- (58) MF, S.295. "... tum propter reverenciam sacrosancte Romane ecclesie, que omnium ecclesiarum magistratum et primum obtinet. ..." D.21 c.3, D.22 c.1.1, X 1.1.2, Nov.131が根拠法文として引かれる。
- (59) MF, S.295. "... tum eciam propter honorem urbis Romane, cuius populus olim tenuit monarchiam imperii, sed postea transtulit ipsum imperium in imperatorem. ...". D.12.2.11, Inst.1.2.6が根拠法文として引かれる。
- (60) MF, S.363f.
- (61) "... ego quoque Leo, servus servorum Dei, episcopus, cum cuncto clero ac Romano populo constitutus, confirmans et corroborans, et per nostram apostolicam auctoritatem concedimus atque largimur domino Ottoni primo, regi Teutonicorum, eiusque successoribus huius regni Italiae, in perpetuum sibi facultatem eligendi successorem. ...".
- (62) 以下のルーボルトの文書について、MF, S.364ff.
- (63) Fondaco dei Tedeschiについて、Thomas ERTL, *Alle Wege führten nach Rom. Italien als Zentrum der mittelalterlichen Welt*, Ostfildern 2010, S.162-177。*ローリヤンがシュテンツル身長の存在を認許している。Jürg SCHMUTZ, *Juristen für das Reich. Die deutschen Rechtsstudenten an der Universität Bologna 1264-1425*, 2 Bde., Basel 2000 が新しく詳しい情報を提供する。また拙稿「中世後期ドイツの学識法曹」『北大法学論集』五八卷三号（二〇〇七年）一八六-二九一頁も参照。ドイツからイタリアへの親方・職人の流入については、*Schäfer, Th. ERTL, aaO, S.235-253。ドイツ貴族のイタリアにおける傭兵活動については、Th. ERTL, aaO, S.275-277。*Stephan SELZER, *Deutsche Söldner im Italien des Trecento*, Tübingen 2001。中世後期のシュテンツル王権とイタリアとの関係全般については、Fritz TRAUTZ, *Die Reichsgewalt in Italien im Spätmittelalter*, in: Heidelberg Jahrbücher 7 (1963), S.45-81, *Ritter, N. *Schäfer, Th. ERTL, aaO, S.235-253。Martin BERG, *Der Italienzug Ludwigs des Bayern. Das Itinerar der Jahre 1327-1330*, in: *Quellen und Forschungen aus Italienischen Archiven und Bibliotheken* 67 (1987), S.142-197, Roland PAUER, *Die deutschen Könige und Italien im 14. Jahrhundert*, Von Heinrich VII. bis Karl IV., Darmstadt 1997, S.115-172。ルーヴィヒの前任者であるハインリヒ七世のイタリアでの活動については、拙稿「皇帝ハインリヒ七世とナポリ王ロベルトの訴訟——一四世紀初めの皇帝権——」『北大法学論集』五六卷二号（二〇〇五年）一四九頁を参照。ルートヴィヒの後継者に就いたカール四世のイタリアでの活動については、即位前の時期も含めて Ellen WIDDER, *Itinerar und Politik*,

Studien zur Reisherrschaft Karls IV. südlich der Alpen, Köln u.a. 1993 に詳細な記述がある。また、中世後期の国王・皇帝がしばしば任命した「イタリアにおける帝国代理 Reichsvikar に関する」イタリア以外の任命例も網羅した「Marie-Luise HECKMANN, Stellvertreter, Mit- und Ersatzherrscher. Regenten, Generalstatthalter, Kurfürsten und Reichsvikare in Regnum et Imperium vom 13. bis zum 15. Jahrhundert, 2 Teile, Warendorf 2002, S.329-650 を参照」。

(16) MF, S.248.

(63) MF, S.273, "Præterea idem Karolus magnus, ... partim ex successione paterna, partim etiam per bellum licitum habuit ante iam dictam translationem omnia regna et provincias, que seu quas hodie habent reges seu imperatores Romanorum. Habuit insuper Galliam occidentalem, Wasconiam, Pannoniam et plures alias provincias et terras, quas hodie reges seu imperatores non possident. Item habuit in omnibus eisdem regnis, provinciis et terris potestatem imperialem, saltem ex consuetudine ... et sic regna, province ac terre huiusmodi cum plena potestate in ipsis per ecclesiam Romanam in eum transferri minime potuerunt."

(93) フランソワ王國の分發選舉の條を引く MF, S.302, "... nec etiam hoc tempore regnum et imperium habet plures provincias et terras, quam iidem Karolus et Otto ante tempora suarum unctionum et coronacionum habuerint, sed longe pauciores, et hoc tum propter divisionem regni Francorum, ... tum etiam propter discordes electiones, que de regibus et imperatoribus a tempore institutionis principum electorum interdum facite noscuntur, ex quibus plurima regno et imperio provenire dispendia noscitur contigisse."

(94) MF, S.307, "Præterea si dicamus, quod ex translatione imperii in Karolum magnum regem Francorum et ex divisione ipsius regni Francorum post eandem translationem facta, ... rex Gallie occidentalis, qui hodie rex Francie nuncupatur, sit exemptus ab imperio et quod habeat eandem potestatem in regno suo ex translatione ac divisione huiusmodi, quam habet imperator in imperio, sicut multi hodie et precipue Francigene dicunt, ...". 聖職者による王位継承の例 X.4.17.13 教皇インノケンティウス三世の有名な勅書 Per venerabilem などを参照。

(95) MF, S.307, "... tunc etiam haberemus secundum hoc dicere, quod rex Romanorum, qui est rex Germanie et Gallie Belgice sive orientalis ac etiam Ytalie et aliarum provincialium regni et imperii, possit in eisdem provinciis pretextu

predictarum transacionis et divisionis actus imperatori de iure communi competentes et reservatos licite exercere.”

(66) MF, S.308, “An autem hec opinio sit vera, id maiorum meorum discussioni ac determinationi reservo.”

(67) MF, S.308f. 上の議論は、主に、フルトルフ・エッケハルト、ゴットフリート・フォン・ヴィテルボ、アナリスタ・サクソなどの年代記によりつつ展開されている。西の王がガリア王と呼ばれていたことについて、ルーボルトは、フルトルフ・エッケハルトとアナリスタ・サクソから、一箇所ずつそうした箇所を探し出している。ルーボルトは全般に歴史叙述を綿密に読み込んで使っているが、後補部分のいくつかでも、細かな経過やクロノロジーへのこだわりを見せている。

(68) MF, S.309. 前述の「オッカム後補」段階で挿入された部分である。

(69) 中世後期の現実政治上のドイツ王権・皇帝権とフランス王権との関係について、Martin KINTZINGER, Kaiser und König. Das römisch-deutsche Reich und Frankreich im Spätmittelalter, in: Dieter Berg u.a. (Hg.), Auswärtige Politik und internationale Beziehungen im Mittelalter (13. bis 16. Jahrhundert), Bochum 2002, S.113-136 の解説を参照。また、中世後期の独仏関係全般については、Jean-Marie MEOLIN, Kaisertum und allerchristlichster König 1214 bis 1500, Darmstadt 2010°。

(10) MF, S.275f., “Ad hanc questionem salva tamen semper in omnibus veritate credo dicendum, quod premissis non obstantibus duplex fuit est dicte transacionis effectus quoad ipsum Karolum et suos in regno et imperio successores. Primus effectus est, quia per hanc transacionem declarabatur eundem Karolum et suos successores non teneri ad aliquam subiectionem deinceps imperatoribus Constantinopolitanis Grecorum, ad quam omnes reges orbis, nisi exemptos se ostendant, imperatori tenentur. .. Secundus vero effectus eiusdem transacionis est, quod virtute ipsius Karolus et sui successores receperunt potestatem imperialem in omnibus regnis, provinciis et terris presertim occidentalibus, que non erant ante tempus dicte transacionis sub potestate dicti Karoli, et eciam petendi et exigendi a regibus et principibus regnorum, provincialium et terrarum huiusmodi subiectionem imperatori debitam, quam potestatem prius non habebant. ... 後補部分でルーボルトは、東の皇帝こそ真の皇帝であり、西の皇帝は代理ならし教会の守護者にすぎないという見解が何人かの教会法学者（ベルンハルドゥス・ヒスパヌス Bernhardus Hispanus, ゲイード・デ・バイシオ Guido de Baysio など）により主張されているとしたうえで、インノケンティウス三世の勅書 Venerabilem など、帝権移転 translatio imperii を示

す教会法源を引いて、この帝権移転否定説を却けている。

- (10) MF, S.393ff.
- (102) MF, S.396, "... et eiam quia videtur michi satis absurdum, quod promocio regis Romanorum ad imperium per unctionem et coronacionem huiusmodi sit verbalis tantum et nichil realitatis importet, idcirco credo, ..., quod rex Romanorum post unctionem et coronacionem imperialem virtute translacons imperii sepedicte consequatur non solum nomen imperatoris, sed eiam potestatem imperialem in omnibus regnis, provinciis et terris, que non erant ante tempus eiusdem translacons sub predicti Karoli potestate."
- (103) MF, S.373f.
- (104) MF, S.374f.
- (105) MF, S.399, "Finalter tamen veritatem in hac materia non obstantibus hiis, que dixi in hoc capitulo ..., ignorare me fateor, huiusmodi dubii determinacionem maioribus meis reservans, cupio ih hac ardua materia discere, non docere." 46
- 47 MF, S.341, "Scias tamen, quod premisse opinioni mee non sto precise ..., sed determinacionem eiusdem maioribus meis reservo, ..."
- (106) エバの鑑録24' Eva Luise WITTNEBEN, Lupold von Bebenburg und Wilhelm von Ockham im Dialog über die Rechte am Römischen Reich des Spätmittelalters, in: Deutsches Archiv für Erforschung des Mittelalters 53 (1997), S.567-586; 24-26 89°
- 48 エバの鑑録24' エバの鑑録の相違点について4' Christoph FÜßLER, Acht Fragen über die Herrschaft des Papstes, Lupold von Bebenburg und Wilhelm von Ockham im Kontext, in: Martin KAUFHOLD (Hg.), aa.O. (2021), S.225-246 90° 参照。
- 49 オッカムの帝国論について4' 池谷' 前掲書 (注3)' 311-317頁' 312-313-315頁を参照。
- (107) オッカムのエンリコ・マンの皇帝ルードヴィヒ四世の宮廷に滞在した学者たちとルードヴィヒの關係について4' Fritz HOFMANN, Der Anteil der Minoriten am Kampf Ludwigs des Bayern gegen Johann XXII. Unter besonderer Berücksichtigung des Wilhelm von Ockham, Münster 1959, Karl Bosl, Die "Geistliche Hofakademie" Kaiser Ludwigs des Bayern im alten Franziskanerkloster zu München, in: Der Mönch im Wappen, München 1970, S.97-129, Alois SCHÜTZ, Der Kampf Ludwigs des Bayern gegen Papst Johannes XXII. und die Rolle der Gelehrten am Münchener Hof, in:

- Hubert GLASER (Hg.), Wittelsbach und Bayern, I. Die Zeit der frühen Herzöge. Von Otto I. zu Ludwig dem Bayern, Bd. 1, München 1980, S.388-397, Dick E.H. De BOER, Ludwig the Bavarian and the Scholars, in: Jan Willem DRIJVERS (Hg.), Centres of Learning. Learning of Location in Pre-modern Europe and the Near East, Leiden ua. 1995, S.229-244, Hermann NEHUSEN, Die Rolle Ludwigs des Bayern und seiner Berater Marsilius von Padua und Wilhelm von Ockham im Tiroler Ehekonflikt, in: DERS u.a. (Hg.), Kaiser Ludwig der Bayer, Paderborn ua. 2002, S.285-328 （以下、引用）。
- (80) MF, S.302, "... duplex est potestas regis seu imperatoris Romanorum. Quedam est potestas administracionis bonorum et iurium regni et imperii, que consistit in recipiendis iuramentis fidelitatis a subditis, in conferendis feudis et in exercendo iurisdictionem temporalem per se vel per alios ... Item consistit eciam in recipiendis tributis et obventionibus regni ac alias in regni et imperii negociis disponendis." Administracio 及び iurisdiccion が （金・地・人・物） の 4 つ であり、C.9, 27, 6, D.C.1, q.7, c.26, C.9, 27, 4, D.C.1, q.1, c.126 （以下、最後の箇所） に対する （金・地・人・物） の 4 つ の 注 釈 が 根 拠 とな っ て 語 句 によ っ て 区 別 され っ て い る。
- (81) MF, S.302, "Quedam vero alia est potestas exercendi actus imperatori de iure reservatos, que consistit in legitimandis illegitimis quoad temporalia, in restituendis infamibus ad famam, in creandis tabellionibus et in similibus, ..."。
- (110) MF, S.303ff. "... quod rex Romanorum post electionem concordem a principibus vel a maiori parte ipsorum de se factam habet eandem potestatem tam administrandi iura et bona regni et imperii quam eciam exercendi alios actus, qui de iure sunt imperatori reservati, et hoc in provinciis et terris regno et imperio subiectis, quam habet post unctionem et coronacionem imperialem factus postea imperator." (S.306)。
- (111) MF, S.340, "Dico enim salvo semper iudicio saniori, quod imperator post unctionem et coronacionem huiusmodi consequitur potestatem imperialem in omnibus regnis et provinciis presertim occidentalibus, que non erant sub potestate Karoli magni ante tempus translationis predictae et que adhuc non sunt sub potestate imperii de facto, ita, quod potest in eis spurios legitimare quoad temporalia, infames ad famam restituere, leges condere et hiis similia facere, que de iure sunt solis imperatoribus reservata."。
- (112) MF, S.341f., "Licet autem reges eorundem regnorum fortassis non sinerent talia in suis regnis per imperatorem

Romanorum fieri, ad hec tamen admittenda de iure tenentur.”

(113) MF, S.382f.

(114) MF, S.388, “Pro solutione omnium premissarum opposicionum dico, quod illud dictum, scilicet reges occidentales licite posse merum et mixtum imperium ex consuetudine a tempore, cuius contrarii non est memoria, observata in suis regnis exercere, potest intelligi dupliciter; uno modo sic, quod reges exercent in eis merum et mixtum imperium ita, quod imperator in eisdem regnis nullam omnino iurisdictionem in causis meri et mixti imperii exercere possit, nec in casu appellacionis a regibus ad eum interponende, nec in casu negligencie ipsorum regum, vel quando denegarent facere iusticiam in causis predictis, nec etiam quod imperator in personis eorundem regum possit merum et mixtum imperium exercere. Et sic dico, quod reges non possunt in suis regnis merum et mixtum imperium ex consuetudine vel prescriptione acquirere vel eiam exercere, ...”

(115) MF, S.388, “Alio vero modo potest intelligi illud dictum sic videlicet, quod reges immediate in suis regnis ex consuetudine vel prescriptione observata ... possint merum et mixtum imperium exercere, sed quod imperator nichilominus habeat iurisdictionem mediatam in causis meri et mixti imperii quoad subditos illorum regum sicut in casu appellacionis vel negligencie vel denegacionis iusticie, ... et etiam immediatam iurisdictionem in causis huiusmodi in personas ipsorum regum. Et sic credo, quod reges ex consuetudine a tempore, cuius contrarii non est memoria, observata possint in suis regnis merum et mixtum imperium hoc modo acquirere ac exercere, ...”

(116) ヴォルフはこの皇帝の権限を仲裁裁判権と見てゐる (E.WOLF, aa.O. (注⑦), S.46)。^{ナクスト}にはそれを明示する箇所はない。

(117) 例へば¹⁴ Lorenz WEINRICH, Quellen zur Verfassungsgeschichte im Spätmittelalter (1250-1500), (Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters, Bd.33), Darmstadt 1983, Nr.34 (一二七八年の国王ルードルフ一世のザルツブルク大司教あての特権状)。

(118) 拙稿「中世後期ドイツの国王裁判権と裁判籍特権・序説——一二世紀後半を中心に——」『法制史研究』五二号 (二〇〇二年) 一一七—一四六頁を参照。

- (11) MF, S.388ff. ㄱㄷ D.1.332.1, X 1.411, D.1.186.8, C.9.5.1, Nov.23 pr., Nov.23.4, C.2 q.6 c.28, C.1.3.53 (54), C.12.59.8, D.2.1.12, D.41.3.25, VI 5.12 De regulis iuris 3 ㄱㄷ가 根拠法으로 ㄱㄷ 指示을 받는다.
- (120) 前掲拙稿(注ㄷ)‘二二頁以下’。
- (121) J.METTHE, Lupold (注ㄷ), S.894.
- (122) R.Most, aa.O. (注ㄷ), S.465, 481ff. は世界帝権へのこだわりと国民国家の承認との間の矛盾に、ルーボルトの理論の破綻を見るが、むしろ全体を、一四世紀の帝国論の一例として受け取るべきであろう。
- (123) ルーボルトの著作の後代における受容については、E.WOLF, aa.O. (注ㄷ), S.54f., S.KRÜGER, Lupold (注ㄷ), S.85.
- (124) 人文主義者たちのドイツ Nation に関する議論の文脈上、ルーボルトが占める位置に関しては、H.MÜNKLER, u.a., aa.O. (注ㄷ), S.180ff.
- (125) Bernd SCHNEIDMÜLLER, Kaiser sein im spätmittelalterlichen Europa. Spielregeln zwischen Weltherrschaft und Gewöhnlichkeit, in: Claudia GARNIER und Hermann KAMP (Hg.), Spielregeln der Mächtigen. Mittelalterliche Politik zwischen Gewohnheit und Konvention, Darmstadt 2010, S.265-290, S.290.